

教育委員会の点検・評価に関する報告書
対象年度 平成 27 年度

守口市教育委員会
平成 28 年 9 月

目次

I 教育委員会の点検・評価

(1) はじめに.....	1
①点検・評価の趣旨	
②点検・評価の対象	
③点検・評価の方法	
④点検・評価の構成	
(2) 守口市教育委員会の組織・構成.....	2
①教育委員名簿	
②教育委員会事務局組織の概要	
(3) 守口市教育委員会の活動状況.....	4
①教育委員会会議の開催状況及び審議案件	
②教育委員の活動状況	
③教育委員会会議録の公開及び教育情報の発信	
(4) 平成27年度の教育委員会の取組み.....	9
教育委員会の決算・予算	
平成27年度 めざす守口の教育（概要）	

II 教育委員会の点検・評価の結果について

学校教育分野

【基本方針1】

学力を伸ばす ～一人ひとりの学力の向上と個性・創造性の伸長～.....	14
■学ぶ意欲の向上	■言語活動の充実と言語力の育成
■自学自習力の育成	■支援教育の充実
■幼児教育の充実	

【基本方針2】

心を育てる ～人権を尊重し、豊かな人間性と社会性の育成～.....	36
■人権教育の充実	■道徳教育の充実
■生徒指導の充実	■キャリア教育の充実

【基本方針 3】

命を守る ～たくましく生きる健康と体力づくり～ 50

■健康・体力づくりの充実

■安全・安心な環境づくりの推進

【基本方針 4】

学校力を高める ～明確なビジョンを共有した学校経営と教職員の資質向上～ 56

■学校経営の改善

■教職員の資質向上・研修の充実

社会教育分野

【基本方針 5】

人・地域がつながる ～子どもを育てる活動・ネットワーク化の促進～ 64

■地域ぐるみの活動の推進

■家庭の教育力の向上

■地域社会における人権教育の推進

【基本方針 6】

生涯学べる社会をつくる ～文化・スポーツを通じた、生きがいのある地域社会の実現～

■生涯学習の推進

■文化・芸術の振興

..... 74

■スポーツ・レクリエーション活動の推進

I 教育委員会の点検・評価

(1) はじめに

①点検・評価の趣旨

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の第 26 条の規定に基づき、毎年、前年度の教育行政の施策に関する点検及び評価を行い、報告書を作成・公表することで、市民のみなさんに本市の教育行政を知っていただくとともに、次年度以降の教育行政に反映させるものです。

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」(抜粋)

教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等

第 26 条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

②点検・評価の対象

毎年度、「めざす守口の教育」として教育目標・基本方針及び重点項目を策定し、より効率的な教育行政の推進に努めています。本報告書では、平成 27 年度に掲げた主な取組みをもとに、新たに項目立てした教育委員会の取組みを点検・評価の対象としました。

③点検・評価の方法

点検・評価に当たっては、基本方針に基づく主な施策・事業の内容とともに、進捗状況を明らかにしたうえで、平成 27 年度の事務の管理・執行の状況を 4 段階で評価し、評価の根拠及び今後の方向性を示しました。なお、中長期的な課題については今後の方向性の箇所でも説明しています。また、点検・評価の客観性を高めるため、学識経験者に意見・助言を求め、その概要を掲載しました。

【各評価の目安】

◎	教育委員会の取組みに記載された内容が十分達成できたか、大きな成果が見られたもの
○	教育委員会の取組みに記載された内容がおおむね達成できたもの
△	教育委員会の取組みに記載された内容のうち一部のみ達成できたもの
×	教育委員会の取組みに記載された内容が達成できなかったか、全く取り組めなかったもの

【学識経験者】

- ・大阪教育大学 教職教育研究センター 特任教授 島 善信 氏
- ・京都女子大学 発達教育学部 教育学科 教授 岩槻 知也 氏

④点検・評価の構成

点検・評価の構成については、6つの基本方針に分類し、それぞれの重点項目に教育委員会の取組み、評価、評価の根拠、今後の方向性を明記し、説明が必要と思われる用語については、できる限り図表及び注釈を付け掲載しました。

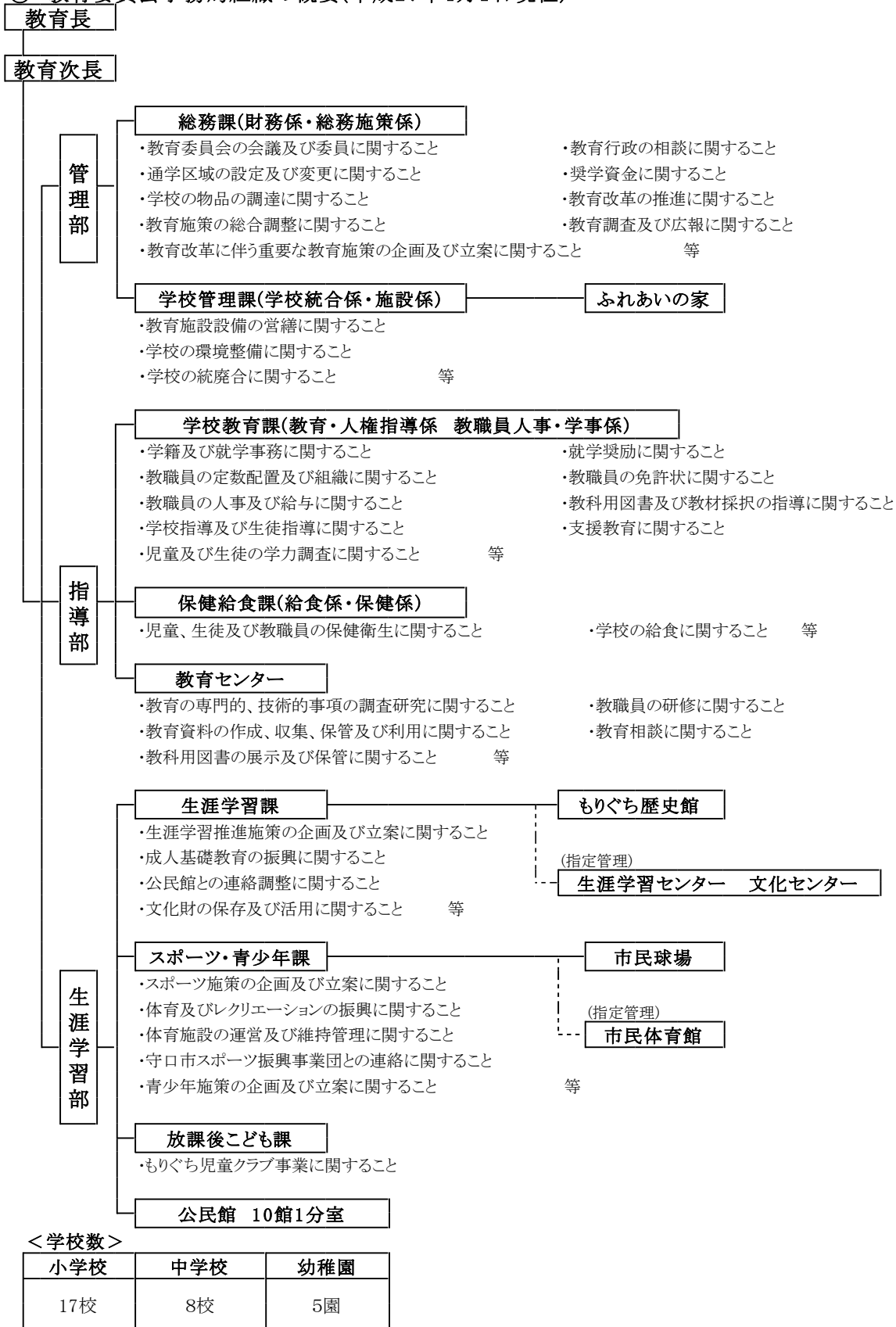
また、基本方針ごとに学識経験者の意見・助言を記載しています。

(2) 守口市教育委員会の組織・構成

①教育委員名簿（平成27年度）

職名	氏名	教育委員 任期	
委員長	渡邊 一郎	1期	平成25年8月2日～平成29年8月1日
委員長職務代理者	榎原 恵理子	1期	平成24年7月7日～平成28年7月6日
委員	江端 源治	1期	平成24年3月11日～平成28年3月10日
		2期	平成28年3月11日～平成32年3月10日
委員	橋爪 利明	1期	平成25年9月9日～平成29年9月8日
教育長	首藤 修一	1期	平成23年12月20日～平成25年3月31日
		2期	平成25年4月1日～平成29年3月31日

② 教育委員会事務局組織の概要(平成27年4月1日現在)



(3) 守口市教育委員会の活動状況

守口市では教育委員会定例会を月に1回開催するとともに、必要に応じて臨時会を開催しています。平成27年度は合計15回開催しました。

- 定例会・・・・・・・・・・・・・・ 12回
- 臨時会・・・・・・・・・・・・・・ 3回

①教育委員会会議の開催状況及び審議案件

	開催日 開催会議	審議案件
平成 27 年	4月20日 定例会	<ul style="list-style-type: none"> ・平成27年度守口市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会委員の任命及び委嘱について ・平成27年度守口市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会への諮問について ・守口市社会教育委員の解職並びに委嘱について ・守口市社会教育委員会議への諮問について ・平成27年度全国学力・学習状況調査結果の活用について
	5月18日 定例会	<ul style="list-style-type: none"> ・平成28年度使用中学校教科用図書調査員の任命について
	6月1日 臨時会	<ul style="list-style-type: none"> ・守口市立学校設置条例の一部を改正する条例案についての意見 ・八雲小学校③棟校舎耐震補強工事請負契約の締結についての意見 ・三郷小学校校舎棟耐震補強工事請負契約の締結についての意見 ・寺方小・南小学校統合校建設に係る旧第二中学校解体工事請負契約の締結についての意見
	6月29日 定例会	<ul style="list-style-type: none"> ・守口市教育センター条例の一部を改正する規則案について ・守口市生涯学習援助基金活動助成事業審査会委員の解職並びに委嘱について
	7月29日 定例会	<ul style="list-style-type: none"> ・委員長の選挙 ・守口市奨学資金条例施行規則の一部を改正する規則案について
	8月20日 臨時会	<ul style="list-style-type: none"> ・平成28年度使用守口市立中学校教科用図書の採択について
	8月24日 定例会	<ul style="list-style-type: none"> ・平成26年度対象 教育委員会の点検・評価に関する報告書について ・守口市教育財産の処分について
	9月14日 定例会	<ul style="list-style-type: none"> ・平成27年度教育委員会表彰について ・平成27年度教育費補正予算案についての意見 ・守口市立学校の府費負担教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則案について ・守口市教育委員会電気工作物保安規程の一部を改正する規程案について ・平成27年度全国学力・学習状況調査の調査結果の取り扱いについて
	10月19日 定例会	<ul style="list-style-type: none"> ・平成27年度教育委員会表彰について ・守口市教育委員会事務局職員の任命について（報告）

	11月24日 定例会	<ul style="list-style-type: none"> ・守口市地区コミュニティセンター条例案についての意見 ・守口市事務分掌条例の一部を改正する条例案についての意見 ・地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条第1項の規定に基づき守口市長の職務権限の特例を定める条例案についての意見 ・守口市生涯学習情報センター条例等の一部を改正する条例案についての意見 ・守口市立視聴覚ライブラリー設置条例を廃止する条例案についての意見 ・守口市立幼稚園条例の一部を改正する条例案についての意見 ・平成27年度教育費補正予算案についての意見 ・平成28年度守口市公立学校教職員人事基本方針（案）について
	12月21日 定例会	<ul style="list-style-type: none"> ・守口市生涯学習推進会議委員の解職並びに委嘱について ・平成28年度全国学力・学習状況調査への参加について
平成28年	1月18日 定例会	<ul style="list-style-type: none"> ・平成28年度教育に関する予算についての意見案 ・守口市生涯学習推進会議委員の委嘱について ・守口市文化財保護審議会委員の委嘱について
	2月15日 定例会	<ul style="list-style-type: none"> ・平成27年度教育費補正予算案についての意見 ・守口市立学校設置条例の一部を改正する条例案についての意見 ・守口市市民球場条例の一部を改正する条例案についての意見 ・守口市付属機関条例の一部を改正する条例案についての意見 ・守口市教育センター条例の一部を改正する条例案についての意見 ・守口市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案についての意見 ・守口市奨学資金条例に基づく貸付金に係る債権の放棄について ・守口市立学校の管理運営に関する規則案について ・守口市生涯学習推進会議委員の委嘱について ・守口市文化財保護審議会委員の委嘱について ・大久保小学校解体工事請負契約の締結についての意見 ・守口市立学校長任命の内申案
	3月1日 臨時会	<ul style="list-style-type: none"> ・守口市教育委員会事務局の内部組織に関する規則の一部を改正する規則案 ・守口市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則案 ・守口市指導力等向上研修について ・守口市立学校の施設等の目的外使用に関する条例案についての意見（報告）
	3月28日 定例会	<ul style="list-style-type: none"> ・平成28年度「めざす守口の教育」（案）について ・平成28年度使用守口市立義務教育学校の教科用図書の採択について ・守口市教育財産の処分の申出について（守口市市民球場、守口市市民体育館、守口文化センター、守口市生涯学習情報センター） ・守口市教育財産の処分の申出について（守口市立公民館、守口市立教育文化会館、守口市地区体育館）

		<ul style="list-style-type: none"> ・守口市教育委員会事務局職員の人事異動案 ・守口市生涯学習推進会議委員の解職について ・守口市生涯学習援助基金活動助成事業審査会委員の解職について ・守口市立学校設置条例の一部を改正する条例の施行に伴う関係規則の整備に関する規則案 ・守口市奨学資金条例施行規則の一部を改正する規則案 ・守口市立学校の府費負担教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則及びもりぐち歴史館「旧中西家住宅」条例施行規則の一部を改正する規則案 ・守口市立学校の施設等の目的外使用に関する条例施行規則案 ・守口市立視聴覚ライブラリー設置条例施行規則を廃止する規則案 ・守口市スポーツ推進委員に関する規則等を廃止する規則案 ・守口市生涯学習情報センター条例施行規則等を廃止する規則案 ・守口市立公民館条例施行規則等を廃止する等の規則案 ・守口市立幼稚園規則の一部を改正する等の規則案 ・守口市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する規程案 ・守口市教育委員会電気工作物保安規程の一部を改正する規程案
--	--	---

※定例会・臨時会では、上記議案の審議以外に必要な応じ協議会・懇談会を開催し、学校教育・社会教育に関する意見交換の場を持っています。

②教育委員の活動状況

出席日	主な出席行事等
4月3日	平成27年度市町村教育委員会委員長・教育長会議 市立樟風中学校開校式
4月5日	市立小学校入学式
4月6日	市立中学校入学式
4月12日	守口市市長旗野球大会開会式
4月16日	大阪府都市教育長協議会
4月17日	北河内地区教育長協議会
4月20日	第1回 守口市総合教育会議
4月23・24日	近畿都市教育長協議会定期総会
5月10日	守口市こどもまつり 第9回 守口市だんじり祭
5月12日	守口地区保護司会総会
5月19日	大阪府都市教育委員会連絡協議会定期総会 第1回 社会教育委員会議
5月24日	第9回 守口門真わんぱく相撲大会
5月27日	守口市文化財研究会総会
6月6日	守口市婦人団体連合競技会「第39回婦人スポーツ大会」
6月9日	P T A協議会総会
7月2日	北河内地区教育長協議会
7月3日	大阪府都市教育長協議会7月定例会
7月7日	第55回日本南画院展
7月13・14日	北河内地区教育長協議会管外研修会
7月27日	森ノ宮医療大学協定書調印式
8月22日	守口子ども議会
8月23日	守口市中学生スポーツ大会
8月28日	大阪府都市教育長協議会 夏期研修会及び定例会
9月13日	第59回守口市美術展覧会
10月1日	大阪府都市教育長協議会役員会・10月定例会
10月14日	守口市戦没者追悼式
10月17日	読書感想文発表会
10月28日	守口市小学校音楽会
11月1日	守口市市民一般表彰・教育表彰式
11月6日	大阪府市町村教育委員研修会 守口市P T A研究大会 全体会
11月7日	守口市中学生スピーチコンテスト

11月9日	第2回 守口市総合教育会議
12月4日	人権週間記念事業「ヒューマンライツ・フェスティバル2015」
12月6日	守口市こども会駅伝競走大会
12月21日	花園守口ふるさと村運営連絡会議
1月8日	大阪府都市教育長協議会定例会
1月11日	守口市成人式
2月1日	北河内地区教育長協議会・北河内地区人事協議会
2月12日	北河内地区教育長協議会・北河内地区人事協議会
2月15日	第3回 守口市総合教育会議
2月18日	市町村教育委員会教育長・学校教育指導主幹部課長会議
2月21日	市立東小学校閉校式
2月27日	市立第三中学校閉校式
3月5日	市立大久保小学校閉校式
3月14日	市立中学校卒業式
3月19日	市立小学校卒業式
3月23日	市立幼稚園卒園式

※上記以外にも、各種団体によるスポーツ大会や出前授業・表彰式・授業参観・公開授業研究会へ参加しています。

また、守口市立学校園の現状把握等のため、学校訪問・視察を随時実施しています。

③教育委員会会議録の公開及び教育情報の発信

教育委員会の方針や施策、学校園の情報等を市民に提供するため、市のホームページを活用し、教育委員会会議録、教育委員会の基本方針、学校園の情報、社会教育施設の講座、催し物の案内等を発信しています。

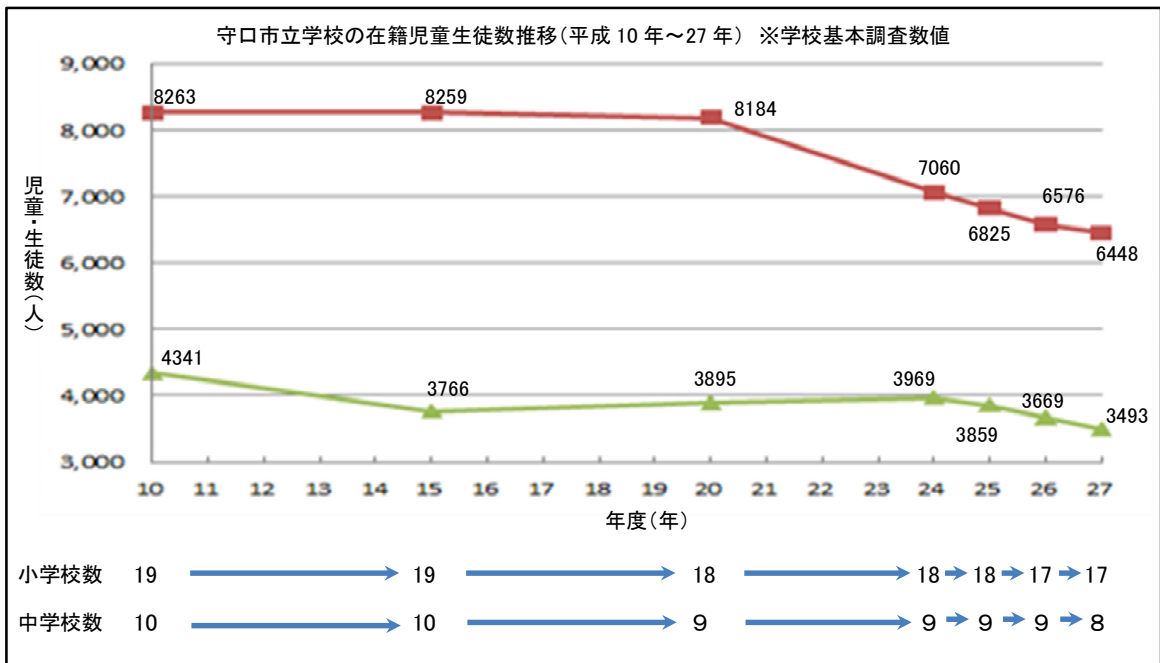
(4) 平成 27 年度の教育委員会の取組み

教育委員会では、「郷土を誇りに思い、夢と志をもって、国際化社会で主体的に行動する人の育成」を教育理念とし、学校教育、社会教育のそれぞれの目標を挙げ、守口の教育を高める努力をしています。

【教育環境の充実】

子どもたちの安全・安心な教育環境を整えるため、平成 27 年度に八雲小学校をはじめ4校、7棟で実施した耐震補強工事により、耐震化率は統合予定校を除き、平成 28 年4月1日現在で「100%」となりました。

また、下図に示すような児童生徒数の減少及び施設の老朽化も進行していることから、よりよい教育環境を整えるために、平成 24 年度から「守口市学校規模等適正化基本方針」に基づく学校統合をすすめており、平成 27 年4月に第二中学校と第四中学校を統合し、樟風中学校を開校するとともに、平成 27 年度には、本市初の施設一体型小中一貫校の開校に向けた準備をすすめて、平成 28 年4月に義務教育学校さつき学園として開校しました。また、東小学校と大久保小学校の統合についても、平成 28 年4月に旧東小学校を仮校舎としてよつば小学校を開校し、加えて寺方小学校と南小学校の統合についても進めており、平成 30 年4月完成を目指し、両統合校の新校舎等の建設準備をすすめています。



【教育内容の充実】

全中学校区での小中一貫教育の推進にあたり、学校・家庭・地域が力を合わせ、義務教育9年間を見通した教育活動と教育コミュニティづくりを推進するため、各中学校区フォーラムを開催するとともに、きめ細やかな学習指導と生徒の学習習慣の確立のための市費中学校教員の配置や家庭学習冊子の作成・配布、ICT教育を効果的に運用するため教育情報化コーディネータの派遣や読書活動の充実及び学校図書館の整備を目的とした学校司書を配置するなど、教育活動の充実に努めています。

また、すべての子どもが安心して楽しく学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、「守口市いじめ防止基本方針」に基づき、学校がいじめの未然防止の取組みや、早期発見による迅速且つ組織的な対応等を適切に行うことができるための教職員研修の充実を図るとともに、市及び大阪府等の相談窓口を周知するカードの配布等を行いました。加えて、「守口市いじめ問題対策連絡協議会」を定期的に開催し、関係機関のいじめ防止等に係る連携強化に努めています。

さらに、望ましい食習慣の形成や食に関する知識・食を選択する力の育成等を図り、成長期の子どもに対する「食育」を積極的にすすめられるよう、「守口市中学校給食実施方針」に基づき、デリバリー方式による選択制の中学校給食を7校で実施し、平成 28 年度の全校実施に向け取組みをすすめています。

加えて、子どもの学力向上を図るとともに環境教育やキャリア教育等の社会の進展に対応した教育を推進するため、大学・スポーツ団体・企業・市民団体・NPOとの連携を図っています。

【社会教育の充実】

団体や市民の自発的な生涯学習活動に対する支援として、「生涯学習援助基金助成金制度」事業の継続実施や、「守口市子ども読書活動推進計画」に基づき、公民館で絵本の読み聞かせボランティアの養成講座を実施し、受講者が保育所や児童クラブ等で開催される「おはなし会」に出向き、実践的に活躍できるよう支援するとともに、子どもたちが本にふれあう機会を増やし、家庭内における読書の普及・啓発に努めています。

平成 27 年 4 月からは、インターネットを利用し、自宅のパソコンや外出先のスマートフォンなどから、市内 13ヶ所の図書室の蔵書検索や、予約が可能な図書システムサービスを開始し、利便性の向上に努めています。

また、市民の文化財への愛護意識を高めるため、様々な事業展開を行なっています。もりぐち歴史館「旧中西家住宅」では、年間を通じた四季折々のイベントの開催や文化財の展示を行なっています。昨年度は市指定有形文化財に指定した「中西家文書」を記念した事業を、社会教育関係団体である市文化財研究会との共催で、市民文化財講座・市文化財展等の講座・企画展示の開催に努めております。また、市 HP や広報誌等で PR を行なうとともに、文化財マップやぶらり歩きマップを活用してもらうことで、市内文化財の持つ魅力・情報を市内外へ発信しています。

スポーツ・レクリエーション活動においては、生涯スポーツの促進を目的として、ニュースポーツの指導者育成講座の開催や、高齢者や障がい者(児)が参加できるスポーツ大会等の開催に努めています。

平成 27 年度の重要主要施策(教育分野のみ抜粋)

項目	事業名
	事業内容
教育条件の整備	統合校開校準備事業 1. 備品等運搬、校章・校歌作成等(東小・大久保小統合校) 2. 設計業務委託等(東小・大久保小統合校) 3. 統合校建設に係る第二中学校解体工事(寺方小・南小統合校)
	小学校校舎棟耐震補強事業 1. 小学校校舎棟の耐震補強工事等(三郷小2棟、橋波小3棟、八雲小1棟、梶小1棟) 2. 仮設校舎使用料(八雲小、梶小) 3. 現在の校舎、仮設校舎間の引越(八雲小、梶小) 4. 耐震補強工事の監理業務(三郷小、橋波小、八雲小、梶小)
教育内容の充実	学力向上推進事業 生徒の学習のつまづきを解消するための加配教員の配置及び家庭での自主学習習慣の定着に向けた家庭学習用冊子の配布を行う。
	デジタル教科書整備事業 児童の学習意欲向上と視覚的な理解を促すため、全ての小学校にデジタル教科書(算数)を整備する。
豊かな心の育成	教育専門相談員拡充事業 教育に関する保護者等からの相談体制の充実を目的に、臨床心理士の資格を持つ相談員を増員する。
児童の安全対策の充実	青色回転灯防犯パトロール活動補助事業 児童の安全対策のため、青色回転灯防犯パトロールカーによる防犯パトロールを行う団体に対して、補助金を交付する。
放課後等の児童の居場所づくり	もりぐち児童クラブ高学年障がい児受入事業 長期休業期間における高学年障がい児の受入れを実施する。

教育委員会の決算・予算

一般会計における過去5年間の決算・予算の総額と教育費の割合の推移

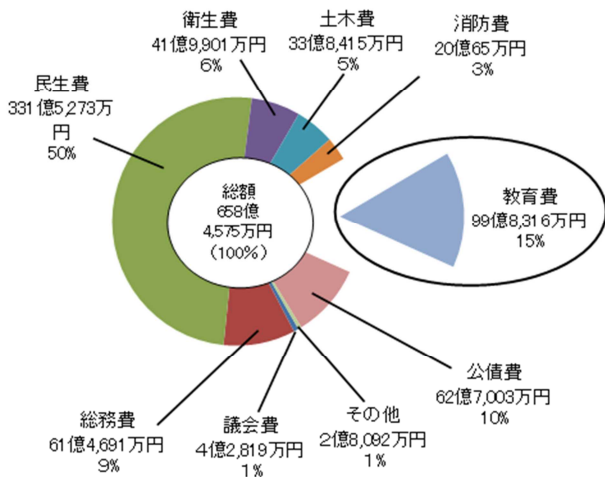
(平成23年度～平成26年度は決算額、平成27年度は予算額)

	平成23年度(決算)	平成24年度(決算)	平成25年度(決算)	平成26年度(決算)	平成27年度(予算)※1
教育費	54億4,819万円	56億7,516万円	104億1,916万円	87億6,407万円	99億8,316万円
教育費以外※2	469億2,028万円	516億1,061万円	488億8,614万円	590億1,410万円	558億6,259万円
総額	523億6,847万円	572億8,577万円	593億530万円	677億7,817万円	658億4,575万円

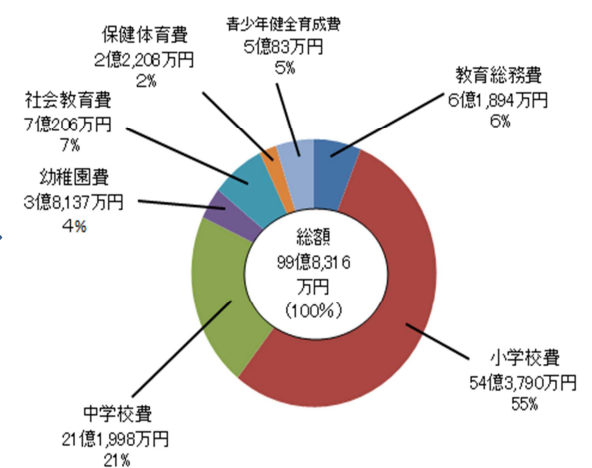
※1 平成27年度は補正後の予算額

※2 議会費、総務費、民生費、衛生費、土木費、消防費、公債費、その他の合計額

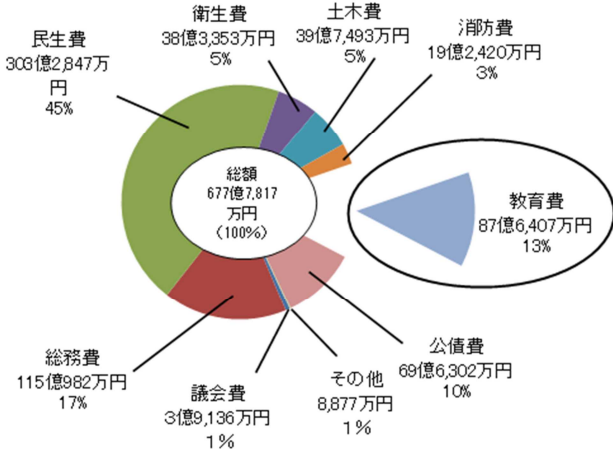
平成27年度一般会計予算の目的別内訳



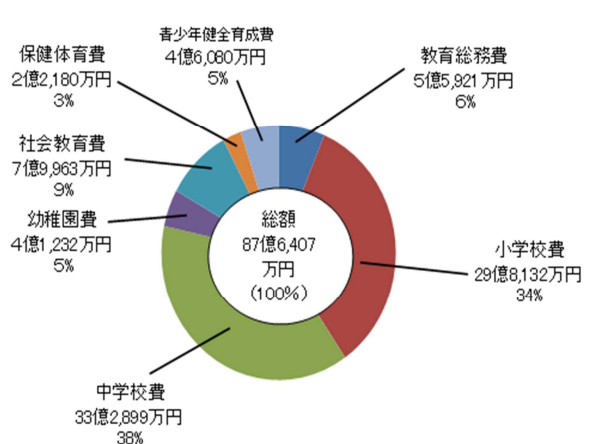
平成27年度教育費予算の目的別内訳



平成26年度一般会計決算の目的別内訳



平成26年度教育費決算の目的別内訳



『郷土を誇りに思い、夢と志をもって、 国際化社会で主体的に行動する人の育成』

育ちを支える教育コミュニティづくり

学校間連携を軸とする一貫した中学校区教育

基本方針1 学力を伸ばす

- | | |
|------------------|-----------|
| 1 学ぶ意欲の向上 | 4 支援教育の充実 |
| 2 言語活動の充実と言語力の育成 | 5 幼児教育の充実 |
| 3 自学自習力の育成 | |

基本方針2 心を育てる

- | | |
|-----------|-------------|
| 6 人権教育の充実 | 8 生徒指導の充実 |
| 7 道徳教育の充実 | 9 キャリア教育の充実 |

基本方針3 命を守る

- | | |
|----------------|-------------------|
| 10 健康・体力づくりの充実 | 11 安全・安心な環境づくりの推進 |
|----------------|-------------------|

基本方針4 学校力を高める

- | | |
|------------|-------------------|
| 12 学校経営の改善 | 13 教職員の資質向上・研修の充実 |
|------------|-------------------|

基本方針5 人・地域がつながる

- | |
|--------------------|
| 14 地域ぐるみの活動の推進 |
| 15 家庭の教育力の向上 |
| 16 地域社会における人権教育の推進 |

基本方針6 生涯学べる社会をつくる

- | |
|-----------------------|
| 17 生涯学習の推進 |
| 18 文化・芸術の振興 |
| 19 スポーツ・レクリエーション活動の推進 |

学校
園

家庭
地域

育ちを支える教育コミュニティづくり

II 教育委員会の点検・評価の結果について

<p>学校教育 基本方針 1</p>	<p>学力を伸ばす ～一人ひとりの学力の向上と個性・創造性の伸長～</p>
<p>方針目標</p>	<p>小・中学校においては、すべての児童・生徒に社会の一員として必要とされる資質を養うため「確かな学力」の定着をめざします。そのため、基礎的・基本的な知識・技能の習得と思考力・判断力・表現力の育成をすすめます。また、学習意欲を高めるために、個に応じた指導方法の工夫・改善をすすめるとともに、学習規律の育成を図ります。</p>
<p>重点項目</p>	<p>1. 学ぶ意欲の向上 15</p> <p>2. 言語活動の充実と言語力の育成 21</p> <p>3. 自学自習力の育成 25</p> <p>4. 支援教育の充実 29</p> <p>5. 幼児教育の充実 33</p>

重点項目 1	担当課
1. 学ぶ意欲の向上	学校教育課 教育センター
目標	
<p>学力・学習状況調査等の結果を分析・活用して学習状況を把握するとともに、その成果と課題を明確にしながら、授業・指導方法の工夫・改善に取り組みます。また、日々の授業の中で児童・生徒の学習状況を適切に評価し、指導の改善に生かします。その際、ICT 機器（※1）の効果的な活用や具体物を用いた活動、観察・実験活動を取り入れ、児童・生徒が主体的に学ぶ授業づくりをすすめます。</p> <p>そのため、学力向上推進教員を中心とした校内体制を有効に機能させ、校内会議や授業研究会等を計画的に実施します。</p>	
教育委員会の取組み	評価
<p>1 学力向上に向けた取組み</p> <p>各校で学力向上プランを作成するにあたり、具体的な取組みや評価の妥当性・信頼性を高める方策を示すとともに、作成された内容、実施結果について情報共有を行う。また、学力向上推進教員会議を年3回開催し、各校の実践を情報交換することで、学力向上に向けた校内会議の充実を図る。</p>	○
<p>2 学習意欲を高める授業づくり</p> <p>児童・生徒が主体的に学習に取り組む「学習規律」の確立・育成に向けた取組みをすすめる。その一環として、全校にある ICT 機器の効果的な活用及び、児童・生徒の情報活用能力の育成のため、ICT 研究指定校によるタブレット等を活用した取組みの研究と他校への情報発信を行う。また、小中学校に教育情報化コーディネータ（※2）を派遣し、授業支援や実技研修などを行う。</p>	○
<p>3 授業の工夫・改善</p> <p>「大阪の授業スタンダード（※3）」の内容に沿い、校内授業研究会を実施するとともに、その充実を図るため、府教育委員会とも連携し、学校訪問等を通じて指導助言を行う。また、市費教員を配置し、少人数・習熟度別指導を効果的に行い、授業のユニバーサルデザイン化（※4）をすすめるため、授業構成の工夫を行える授業改善研修に取り組み、児童・生徒が主体的に学習し、理解できる授業をめざす。</p>	○
<p>4 指導方法の工夫・改善</p> <p>確かな学力の定着や、中1ギャップ（※5）解消などのため、小中学校での学習の系統性を踏まえた9年間の学びをつなぐ授業づくりに向け、全中学校区で実施される合同授業研究会に指導主事が参加し、子どもの学びの過程に視点をおいた指導助言を行う。また、各校で研究テーマに沿った校内授業研究会を計画的に実施することで、校内体制を有効に機能させ、指導方法の工夫・改善を図る。</p>	○

<p>5 中学校夜間学級の充実</p> <p>多様な学びへの対応が行えるよう、府の研修会への参加や国の調査研究事業を活用するとともに、夜間学級設置市との情報交換を行いながら、少人数学級の導入、生徒個々に応じた教材の作成などができるようにする。</p>	○
<p>評価の根拠</p>	
<p>○の根拠について</p>	
<p>1</p>	<p>全小中学校においてR-PDCA サイクル(※6)による「学力向上プラン」を作成し、校内において、学力向上を推進する会議を定期的実施するなど授業改善や自学自習力の育成等に向け組織的に取り組むよう体制整備を行った。また、効果的な取組みを紹介する資料等を作成し、校長会や市教育委員会主催の各校の学力向上推進教員(※7)による会議(3回実施)にて配布するなど、情報提供・情報交換を行うことにより、授業改善等の学力向上に向けた取組みをすすめることができた。</p>
<p>2</p>	<p>教育委員会が指定したICT研究指定校によるタブレットPCを活用した公開授業研究会を2校で実施し、のべ約145名の教職員が参加した。授業後の振り返りでは教職員の9割が「ICTの活用により学習意欲の向上につながっている」という感想を書いている。児童生徒におこなった守口市ICT活用アンケートでは「ICTを使った学習はわかりやすいか」との質問に、約90%の子どもたちが「とてもわかりやすい思う」、または「わかりやすい思う」と回答している</p> <p>平成27年度の教育情報化コーディネータの活用回数は、昨年度とほぼ同様の年間2,278回であり、教員へのICT実技研修も年間70回程度、各校にて実施され、体育授業においてもICT機器を活用するなど、授業改善をめざす教員を支援した。</p> <p>児童・生徒が主体的に学習に取り組む授業づくりについて、今後も研究をすすめる必要がある。</p>
<p>3</p>	<p>各校の校内授業研究会では講師を招へいた研究授業が年89回実施された。授業のユニバーサルデザイン化をすすめるため、市教育委員会として年間計画に沿い外部講師を招へいし、授業改善のための研修に取り組むとともに、校内研究を先進的におこなっている他府県・他市への学校視察を実施し、のべ約70名が参加した。また、市費教員を活用した少人数指導を実施するなど、授業の工夫・改善を図った。次期学習指導要領がめざす「何を知っているか」「知っていることをどう使うか」「どのように社会・世界と関わりよりよい人生をどう送るか」の3本柱の具現化のため、アクティブラーニングの視点からの授業改善が必要である。</p>
<p>4</p>	<p>各中学校区で実施された合同授業研究会や小中学校教員による相互授業参観、教材研究や検討会などに、指導主事が参加、指導助言を行い、9年間の発達段階・系統性を踏まえて指導方法の工夫改善を図った。</p>
<p>5</p>	<p>生徒の実態や習熟の程度に応じて少人数学級を行い、個々の学習状況に応じた指導が行われており、外国籍の生徒への日本語指導の充実も図った。また、実質的に十分な教育を受けられないまま卒業した方の受け入れについての研究をすすめた。</p>

今後の方向性

◆学力学習状況調査の結果などを踏まえ、各校での学力向上委員会等による R-PDCA サイクルの確実な実施により、各校の実情に見合った「学力向上プラン」の改善を行っていく。また、学力向上推進教員会議の計画的・継続的開催により、その内容や実施結果の情報共有を行う。加えて、研究指定校によるアクティブ・ラーニング^(※8)についての研究・実践を行い、指導主事が経験の浅い教員を中心に授業参観及び指導助言を行い、アクティブラーニングの視点を取り入れた授業づくりを進める。また、中学校及び義務教育学校への市費教員の配置等によるきめ細やかな指導を実施するなど、授業・指導方法の改善に取り組み児童生徒の学ぶ意欲の向上に努める。さらに、ICT 機器の効果的な活用を図りつつ、ICT 研究指定校によるタブレット PC の活用結果を踏まえ、各校への整備を目指すとともに、学ぶ意欲の向上につながる授業づくりを支援するため教育情報化コーディネータの更なる活用を図る。

図表及び注釈

1 学力向上に向けた取組みに関する参考図表

全国学力・学習状況調査 児童生徒の肯定的回答	授業のはじめに目標が示されている		授業の最後に振り返る活動をよく行っている	
	小学校	中学校	小学校	中学校
平成 27 年度	81.1%	81.0%	70.0%	57.0%
平成 26 年度	77.0%	73.7%	67.7%	53.4%

2 学習意欲を高める授業づくりに関する参考図表

先生が ICT を使って授業をすることはありますか。(平成 28 年度小学 4 年生～6 年生対象)

よくある	ある	あまりない	ない
47.5%	46.1%	5.5%	0.9%

先生が黒板やプリントだけを使って授業をする場合と比べると、電子黒板や書画カメラも一緒に使って授業をする方が学習の役に立つと思いますか。(平成 28 年度中学 1 年生～3 年生対象)

とても思う	思う	あまり思わない	思わない
28.3%	54.9%	13.6%	3.2%

3. 授業の工夫・改善に関する参考図表

少人数指導の実施による年間増加時数(1校あたり平均)	小学校	中学校
平成 27 年度	1109.0 時間	2234.5 時間
平成 26 年度	1099.4 時間	1709.5 時間
平成 25 年度	1033.9 時間	1648.6 時間

※平成 27 年度より全中学校に市費教員 1 名を配置

3. 授業改善のための外部講師の招へい及び他府県・他市への学校視察の状況

【平成 27 年度授業改善推進研修（全 4 回）】	
目的：学校視察等の研修を実施することで各学校の校内研究体制のさらなる充実と教員の授業改善を図る	
6 月 11 日（木）	池田市立北豊島中学校視察
7 月 29 日（水）	「社会科における授業のユニバーサルデザインについて」 「校内研究の進め方」 講師：関西学院初等部 副校長 村田 辰明 氏
12 月 3 日（木）	京都市立東山泉小学校・中学校視察
2 月 10 日（水）	「校内研究の進め方」 「一年間のまとめと次年度の取組みについて」 講師：明石市立王子小学校 主幹教諭 久米 高弘 氏

5. 中学校夜間学級の充実に関する参考図表（それぞれ 5 月 1 日現在）（単位：人）

年度	生徒数	うち	
		日本国籍	外国籍
平成 27 年度	116	37	79
平成 26 年度	109	35	74
平成 25 年度	115	39	76

「学ぶ意欲の向上」にかかる支援員等一覧

名称	対象	内容	人数	備考
学習支援サポーター	小・中学校	放課後学習や授業において児童生徒の学習支援を行う。(学生や地域の方等)	76 名	市費
少人数指導等加配教員	中学校	きめ細やかな少人数指導による授業の実施と生徒の家庭学習の定着に向けた支援を行う。(市費教員)	8 名	市費
学校教育情報化コーディネータ	小・中学校	授業で電子黒板や教育用コンピュータ等の ICT 機器を効果的に活用するため、教員の ICT 活用を支援する。	7 名	市費で 外部委託

※ 1 【ICT 機器】：電子黒板やパソコン等の情報通信機器のこと（ICT は、Information and Communication Technology の略）。

※ 2 【教育情報化コーディネータ】：ICT 支援員：ICT 機器を効果的に活用し、「わかりやすい授業」を実現するため、授業準備・操作補助等を行って教員の ICT 活用を支援する人のこと。そのほかに、校務支援、デジタルコンテンツ作成や機器メンテナンス、ホームページ作成・更新等を行う。

※ 3 【大阪の授業スタンダード】：子ども主体の授業づくりのポイントをまとめた冊子（大阪府教育センター発行）

- | |
|---|
| <p>※4 【授業のユニバーサルデザイン化】：学習の手順や、考える視点等を明確に、視覚化して示すなど、授業に特別支援教育の視点を取り入れることによって、すべての子どもが、楽しく「分かる・できる」授業づくりを進めること。</p> |
| <p>※5 【中1ギャップ】：小学校6年生から中学校1年生への進学の際、学習や生活の変化になじみず不登校となったり、いじめが急増したりする現象。</p> |
| <p>※6 【R-PDCA サイクル】：Plan(計画)、Do(実施・実行)、Check(点検・評価)、Act(処置・改善)のサイクルで、業務改善を行うシステムに、Research(調査・研究)を加えたもの。</p> |
| <p>※7 【学力向上推進教員】：学力向上へ向けた取組みについて、各学校の中心的な役割を担う教員。</p> |
| <p>※8 【アクティブ・ラーニング】：課題の発見と解決に向けて、主体的・協働的に学ぶ学習</p> |



I C T機器の活用の様子



重点項目 2	担当課
2. 言語活動の充実と言語力の育成	学校教育課 教育センター
目標	
<p>校内の言語環境を整え、すべての教育活動において、思考力・判断力・表現力を育む観点から、「読む力」「書く力」「伝え合う力」等の言語活動の充実と言語力の育成を図ります。また、学校図書館（※9）の整備・開放等に積極的に努め、使いやすい環境整備を行い、読書好きの子どもを増やすとともに読書習慣の定着を図ります。学習活動においても、調べ学習や読書の時間などを通じて学校図書館を活用し、読書に親しむ取組みをすすめます。</p> <p>また、小学校・中学校を通じて英語に慣れ親しむ機会を持ち、英語を使ってコミュニケーションを図ることができる児童・生徒の育成をめざします。</p>	
教育委員会の取組み	評価
<p>6 言語活動の充実と言語力の育成</p> <p>研修会、計画訪問等を通じ、すべての授業において「読む」、「書く」、「伝え合う」活動を設定することを指導し、児童・生徒の言語力育成を図り、文書表現能力と論理的な思考力や判断力を育成する。また、ペア学習やグループ学習を行い、表現し、発表することのできる総合的な言語力の育成を図っていく。</p>	○
<p>7 読書習慣の定着及び読書に親しむための環境整備</p> <p>中学校区に1名の学校司書（※10）を配置し、児童・生徒のニーズに応じた図書を配置するなど、子どもたちにとって利用しやすくなるよう環境整備を行う。また、「読書週間」や「読書量の設定」の取組みの充実を図るとともに、児童・生徒における図書委員会活動の活性化を図り、魅力的な学校図書館に向け、休み時間・放課後開放などを行う。また、教育委員会主催で読書感想文発表会を実施する。</p>	○
<p>8 英語でコミュニケーションを図ることができる児童・生徒の育成</p> <p>中学校に5名のAET（※11）を学期ごとの輪番によって派遣するとともに、全小学校に外国語活動支援員（※12）を配置する。また、年2回の全小中学校の外国語担当教員会議を開催し、各校における取組みの共有を図るとともに、教育委員会主催で「英語で遊ぼう」等を開催し、英語教育でのコミュニケーション活動の充実を図る。</p>	○
評価の根拠	
○の根拠について	
6	言語力の育成に向け、各校のすべての教科等の授業において、子どもが意識的に書く活動や、ペア学習等の伝え合う活動の設定を進めるため、指導主事が校内授業研究において模擬授業を行ったり、各種リーフレットや学習カードの提供等を行い、学習言語活動の充実を図った。
7	全中学校区に学校司書を配置することにより、学校司書や読書ボランティアと教員が連携しながら、各小中学校で、学校図書館の開放や環境整備をすすめるとともに、10月頃を中心に読書週間の設定や図書委員会等による啓発活動を行った。蔵書についても、児童生徒のニーズにあった図書を学校で購入した。また、読書感想文コンクールに5,129点の応募があった。

8

教員とAET及び外国語活動支援員による指導体制により、小中学校においてコミュニケーション活動を軸とした英語、外国語活動の授業をすすめた。また、市教育委員会主催による小学校外国語活動担当者、中学校外国語担当者及び外国語活動支援員を対象とした合同会議を2回開催した。加えて、「英語で遊ぼう」「英会話を楽しもう」を計6回開催し、116名の児童生徒が参加した。

今後の方向性

◆教職員研修の開催や校内授業研究会において、具体的な言語活動の例を示しながら指導助言を行い、教職員の指導力の向上と授業方法の充実を図り、児童生徒の言語力の育成に努める。また、学校司書や学校支援ボランティア^(※13)と教職員が連携し、学校図書館の開放や環境整備、蔵書の充実に取り組み、魅力的な図書館を創出することにより、読書習慣の定着を目指すとともに、効果的な学校司書の配置方法について研究をすすめる。加えて、英語指導助手や外国語活動支援員の配置による、小中学校並びに義務教育学校における英語教育でのコミュニケーション活動の充実を図る。

図表及び注釈

6. 言語活動の充実と言語力の育成に関する参考図表

全国学力・学習状況調査 児童生徒の肯定的回答	自分の意見を発表する機会がある		友達との間で話し合う活動をよく行っている	
	小学校	中学校	小学校	中学校
平成27年度	85.0%	83.7%	79.5%	82.9%
平成26年度	79.7%	77.0%	80.4%	78.1%
平成25年度	78.0%	74.1%	70.8%	70.3%

7. 読書習慣の定着及び読書に親しむための環境整備に関する参考図表

学校図書館を開放している学校の割合 (うち、毎日開放している割合)	平成25年度	平成26年度	平成27年度
小学校	100% (22.2%)	100% (23.5%)	100% (29.4%)
中学校	100% (77.8%)	100% (77.8%)	100% (87.5%)

「言語活動の充実と言語力の育成」にかかる支援員等一覧

名称	対象	内容	人数
学校図書館司書	小・中学校	原則、中学校区に1名の配置により、教員やボランティア等と連携し、図書館の整備や読書活動の充実に向けた活動を行う。(市費有償ボランティア)	9名
英語指導助手	中学校等	英語を使ったコミュニケーション活動の充実を図るため、教員とともに英語授業の補助を行う。校区内の幼稚園や小学校でも同様の活動を行う。(市費委託)	5名

- | |
|---|
| <p>※9【学校図書館】：学校図書館法（昭和28年法律第185号）の第2条において定義。学校の教育課程の展開に寄与するとともに、児童または生徒の健全な教養を育成することを目的として設けられる学校の設備。</p> |
| <p>※10【学校司書】：平成26年から市費により各中学校区に1名配置。教職員と連携し、学校図書室の図書の管理や図書室の飾りつけなど、魅力的な図書館づくりを目指している。</p> |
| <p>※11【AET】：Assistant English Teacher の略。本市では中学校の英語科授業等で補助的な役割を担う外国人講師のこと。</p> |
| <p>※12【外国語活動支援員】：小学校の外国語活動で補助的な役割を担う英語が堪能な日本人の支援員。</p> |
| <p>※13【学校支援ボランティア】：学校支援コーディネーター（※14）が窓口となり、学校のニーズに応じた協力を頂いている地域の方々であり、花壇等の環境整備、本の読み聞かせ、登下校の安全見守りなどに協力していただいている。</p> |
| <p>※14【学校支援コーディネーター】：各中学校区に配置され、学校とボランティアの連絡・調整を行い、学校のニーズに応じて学校支援ボランティアを派遣する。</p> |



重点項目 3	担当課
3. 自学自習力の育成	学校教育課
目標	
<p>家庭での生活・学習や読書の習慣を確立するため、家庭への働きかけとともに、宿題や「自主学習ノート（※15）」など家庭学習課題の工夫を行います。</p> <p>また、家庭へは学習を支える規則正しい生活習慣についても働きかけ、学校では、放課後学習教室において自学自習力の育成や学習のつまずきの解消を図ります。</p>	
教育委員会の取組み	評価
<p>9 自学自習力の育成</p> <p>児童・生徒の家庭学習習慣の定着のため、「家庭学習リーフレット」や「家庭学習冊子（中学1年生）（※16）」等を活用しながら、子どもが自主的に家庭学習を行えるよう、児童・生徒の発達段階に応じた家庭学習課題の工夫をすすめるよう学校を指導・支援していく。</p>	○
<p>10 生活習慣・学習習慣の改善</p> <p>「もりぐちっ子応援プラン（※17）」等のホームページ掲載、具体的な家庭学習の方法を示した「家庭学習リーフレット」や「家庭学習冊子（中学1年生）」等の配布により、生活習慣・学習習慣の確立に向けた家庭への啓発を行う。加えて、学習支援サポーター（※18）などによる放課後学習教室を実施し、家庭での学習習慣の定着に向けた支援を行う。</p>	○
評価の根拠	
○の根拠について	
9	<p>自学自習力の育成に効果が表われている学校で行なわれている具体的な事例（「家庭学習リーフレット」を活用した自学自習ノートの取組みや、「家庭学習冊子」を終礼時に短時間行い、残りを家庭で行うなどの取組み等）を、市内の学校への周知するなど、児童・生徒の家庭学習習慣の定着のための指導・支援を行った。しかし、まだ全ての学校において、取組みの効果が十分に現れているとはいえない。</p>
10	<p>学習支援サポーターの活用による放課後学習教室に加え、市費教員による補充学習の充実を図った。また、中学校区フォーラムで家庭・地域の方に家庭学習習慣の確立に向けた協力依頼等を行い、地域と連携して家庭学習週間を設定する校区も見られた。今後も、家庭への啓発及びボランティアの募集をさらに進める必要がある。</p>



中学校区フォーラムの様子

今後の方向性

◆年3回の家庭学習にかかるアンケートを継続して実施する等により児童生徒の学習状況を把握しつつ、発達段階に応じた系統性のある家庭学習課題の設定を行う。同時に、各中学校区フォーラムの実施及びリーフレット等を活用し、家庭学習の重要性を家庭や地域に啓発していく。また、学習支援サポーターや市費中学校教員により放課後学習の充実を図りつつ、児童生徒が自ら学習に取り組む姿勢を育んでいく。さらに、家庭学習冊子を中学1年生に加え中学2年生にも配布し、家庭学習習慣の確立及び自学自習力の育成を図っていく。

図表及び注釈

9. 自学自習力の育成に関する参考図表

全国学力・学習状況調査 児童生徒の肯定的回答	計画を立てて勉強をする。		学校の授業の復習をする。	
	小学校	中学校	小学校	中学校
平成27年度	47.3%	43.2%	34.9%	37.3%
平成26年度	44.8%	39.8%	33.8%	32.4%
平成25年度	48.9%	41.5%	36.9%	37.6%

10. 家庭学習習慣の確立に関する参考図表

全国学力・学習状況調査 児童生徒の肯定的回答	平日に1時間以上勉強する。		休日に1時間以上勉強する。	
	小学校	中学校	小学校	中学校
平成27年度	49.6%	37.1%	58.4%	51.6%
平成26年度	50.4%	37.1%	54.5%	46.9%
平成25年度	53.8%	40.8%	60.7%	51.2%

「自学自習力の育成」にかかる支援員等一覧

名称	対象	内容	人数
学習支援サポーター	小・中学校	放課後学習や授業において児童生徒の学習支援を行う。(学生や地域の方等の有償ボランティア)	76名
少人数指導等加配教員	中学校	きめ細やかな少人数指導による授業の実施と生徒の家庭学習の定着に向けた支援を行う。(市費教員)	8名

※15	【自主学习ノート】：興味や関心のあることについての調べ学習や予習・復習等、自分で学習内容を決めて取り組む家庭学習用のノート。
※16	【家庭学習冊子】：国語、社会、数学、理科、英語の5教科の基礎・基本的な問題で構成し、毎日生徒が2ページを目安に家庭で取り組む学習冊子。年間3冊（各別冊解答つき）に分け、中学1年生約1,000名を対象に配布を行った。
※17	【もりぐちっ子応援プラン】：守口市教育センターホームページに掲載。「自主学習のヒントメニュー」や「学習計画カード」などをダウンロードして活用できる。
※18	【学習支援サポーター】：児童生徒の学習意欲と学力の向上を図ることを目的に、守口市立小・中学校の放課後学習教室や授業などで学習支援を行うサポーター。



家庭学習冊子



重点項目 4	担当課
4. 支援教育の充実	学校教育課
目標	
<p>発達障がい（※19）を含めた障がいのある子どもたちが、その可能性を最大限に伸ばし、将来自らの選択により積極的に社会参加ができるようにきめ細かな教育を推進します。その際、中学校区での連携強化、障がいのある子どもたちの様々な課題に対応できるよう教職員の資質向上を図ります。また、支援を要する子どもへの効果的な指導をすすめるために、ケース会議等の指導体制を確立し、指導内容・方法については共通理解のもと、「ともに学び、ともに育つ」という視点に立ち、全教職員が一体となって支援教育をすすめます。</p>	
教育委員会の取組み	目標
<p>11 校内支援体制の確立 障がいのある児童・生徒については、保護者の参画をもとに個別の教育支援計画（※20）及び個別の指導計画（※21）の作成及び活用と引き継ぎを行い、それぞれの障がい種別に応じた指導方法の工夫・改善を行うため、支援教育コーディネーター（※22）を中心とした校内体制を確立するよう学校を指導・支援していく。</p>	○
<p>12 効果的な支援を展開できる教職員の資質向上 支援教育コーディネーターや支援学級担任等を対象とした研修の開催や支援教育冊子を教職員へ配付するとともに、リーディングスタッフ（※23）等による巡回相談（※24）を実施し、個別の児童・生徒に対する支援についての助言を行う。</p>	○
<p>13 効果的な指導の推進 学校における支援教育の充実を図り、児童・生徒が円滑に学校生活を送れるよう、通常の学級に在籍する配慮を要する児童・生徒に対しては特別支援教育支援員（※25）を配置し、単独で行動するのが困難な児童・生徒に対してはスクールヘルパー（※26）を派遣する。</p>	○
評価の根拠	
○の根拠について	
11	支援学級に在籍するすべての児童生徒については、個別の教育支援計画及び個別の指導計画を作成し、活用をすすめた。また、全小中学校に支援教育コーディネーターを配置し、定期的な会議を持ちながら、校内体制による支援を行うことができた。
12	年 10 回の教職員等を対象とした研修を実施するとともに、支援教育冊子を活用した校内研修が実施され、教職員の支援教育への理解を深めることができた。また、リーディングスタッフ等による巡回相談を小学校 25 回、中学校 14 回実施し、専門的な助言・支援により、適切な声かけや教職員の支援役割の明確化など、個別の児童生徒に対する指導の改善を進めた。
13	特別支援教育支援員を活用した校内体制によって支援が行われるとともに、スクールヘルパーを派遣することにより、単独で行動が困難な児童生徒が学校行事等に円滑に参加することができた。

今後の方向性

- ◆支援教育コーディネーターや支援教育担当、学級担任のニーズに合わせ、障がい種別に応じた具体的な支援方法や環境整備等の研修を実施し、資質向上を図ることにより、校内体制のさらなる充実に取り組んでいく。また、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」を踏まえ、障がいの有無を問わず、配慮を要する児童生徒については、個別の教育支援計画及び指導計画を作成することにより、合理的な配慮を行うなど個々に応じた適切な対応を行うとともに、特別支援教育支援員の配置や、スクールヘルパーの派遣を行うことで、円滑な学校生活を送ることができる支援体制を整備する。

図表及び注釈

☆支援学級について

	小学校				中学校			
	支援学級数 (クラス)	割合 (%)	在籍数 (人)	割合 (%)	支援学級数 (クラス)	割合 (%)	在籍数 (人)	割合 (%)
平成 27 年度	63	22.8	284	4.4	30	23.3	112	3.2
平成 26 年度	64	22.9	281	4.3	30	21.9	104	2.8
平成 25 年度	60	20.8	265	3.9	27	19.4	101	2.6

それぞれ 5 月 1 日現在 (学校基本調査調べ)

12. 効果的な支援を展開できる教職員の資質向上に関する参考図表

巡回相談の実施回数	小学校	中学校
平成 27 年度	25 回	14 回
平成 26 年度	19 回	6 回
平成 25 年度	24 回	3 回

「支援教育の充実」にかかる支援員等一覧

名称	対象	内容	人数
特別支援教育支援員	小・中学校	発達障がいのある児童生徒の学校生活上の介助や学習活動上の支援を行う。(市費有償ボランティア)	30 名
スクールヘルパー	必要とする児童生徒の在籍校	単独で行動することが困難な障がいのある児童生徒の学校行事等の支援を行う。(市費委託)	27 名

※19【発達障がい】：自閉症、アスペルガー症候群、注意欠陥多動性障がい (ADHD)、学習障がい (LD) 等の総称。発達障がいのある子どもは、円滑な対人関係をもつことや、周囲の状況を察知することが苦手で、あつれきを生じやすく、また、その原因を個人の性格やしつけの問題と誤解されがちで、生活上さまざまな困難がある。

※20【個別の教育支援計画】：子どもにかかわる支援者が、情報を共有し、長期的な観点から、支援の目標や内容を明確にするもの。

※21【個別の指導計画】：校内における個別の児童・生徒に応じた指導計画。

- | |
|---|
| <p>※22【支援教育コーディネーター】：校内委員会を運営し、保護者との相談や学校外の関係諸機関や専門家等との連携・調整等を行う教員。</p> |
| <p>※23【リーディングスタッフ】：支援教育の研修会の講師を務めるなど、市内において市の中核となって指導的な役割を果たす教員。</p> |
| <p>※24【巡回相談】：指導主事やリーディングスタッフ、大学教授等により、障がいのある幼児・児童・生徒の指導方法について、各学校園を訪問して、管理職や担任または保護者に助言を行う。</p> |
| <p>※25【特別支援教育支援員】：平成20年度から市費によって配置し、支援学級に通っていないが、発達障がいのある児童・生徒を対象として、学校生活上の介助や学習支援を行う。</p> |
| <p>※26【スクールヘルパー】：平成11年度から市費によって派遣し、単独での行動が困難な児童・生徒を対象として、学校行事等において付き添いを行う。</p> |



重点項目 5	担当課	
5. 幼児教育の充実	学校教育課	
目標		
<p>幼児期の教育は、義務教育及びその後の教育の基礎を培う重要なものです。幼児期から青年期へと続く子どもの発達を見通し「幼稚園教育要領」及び守口市「公立幼稚園の運営に係る基本方針」に基づき公立幼稚園教育の充実を図ります。</p>		
教育委員会の取組み		評価
<p>14 幼・小・中連携の推進 幼児教育と義務教育の円滑な接続を図るため、園・学校間で課題を共有し情報交換を行なう。また、給食交流や中学生の職場体験などで、幼児と児童・生徒の交流機会を増やす。</p>		○
<p>15 幼稚園教諭の指導力向上 教職員を対象とした研修を年4回実施するとともに、すべての幼稚園の園内研修に指導主事を派遣し、保育内容を把握するとともに、指導方法や保育の展開についての指導助言を行う。</p>		○
評価の根拠		
○の根拠について		
14	<p>全中学校区において幼稚園、小・中学校の教職員による合同研修を実施するとともに、各幼稚園において、合同避難訓練や学校行事への参加、給食交流などによる小学校12校との連携とともに、職場体験の受入れによる中学校8校との連携を図り、幼児と児童生徒がふれあう機会を設けた。</p>	
15	<p>園長会を通じて事前にニーズ調査を行い、子ども理解や実技研修等を年4回開催し、そのうち1回は市・私立の保育所や認定こども園等にも周知し、8つの施設から参加があった。また各園において園内研修3回、障がい児研修2回、人間関係研修3回の研修が実施され、指導方法の改善が行われた。</p>	

今後の方向性

◆幼児教育が「教育の基礎を培う」という重要性に鑑み、教職員などのニーズに見合った研修、園内研修を実施し、教職員の資質をより一層高めることにより、指導力の向上を図るとともに、幼・小・中学校の連携状況を十分に把握し、就学前から義務教育学校修了までの教育を円滑に接続できるよう、必要に応じた学校園への働きかけを行っていく。

図表及び注釈

14. 幼・小・中連携の推進に関する参考図表

幼稚園と小中学校との交流状況	小学校		中学校	
	校数	回数	校数	回数
平成 27 年度	12 校	22 回	8 校	13 回
平成 26 年度	12 校	19 回	8 校	12 回



幼小中の連携の様子（職場体験 小と中）



幼小中の連携の様子（給食交流 幼と小）

《学校教育分野 基本方針1に係る学識経験者の意見・助言》

- ◇学校教育は大きな転換点を目前としている。「深い学び」、「対話的な学び」「主体的な学び」ができるような“授業の質的な充実”と、道徳や小学校の英語の新教科化等の“教育の量の拡充”について、国において法整備等が進行中であることから、これらを見越した対応が求められており、次年度以降の点検評価報告書に盛り込むことが必要である。
- ◇守口市が、授業を「子ども中心で、学び取り中心の授業」に変える改革に取り組んでいる点や言語力を高めることに取り組んでいる点は評価できる。ただし、言語力の育成に関わって図書館との連携についてはもっと推進する必要がある。
- ◇すべての子どもたちに自学自習力を育成していくための手立てを講じていくのと同時に、生活状況の厳しさ等により自学自習力が身につけにくい子どもには、別の手立てで個別に対応することも必要である。
- ◇支援教育等で教育条件の充実のために、必要な部分にしっかりと人的措置をしている点は評価できる。支援教育とは、障がいの有無にかかわらず、支援を必要とするすべての子を対象とすることが世界の潮流であることから、より幅広い捉まえ方も必要である。

<p style="text-align: center;">学校教育 基本方針 2</p>	<p style="text-align: center;">心を育てる ～人権を尊重し、豊かな人間性と社会性の育成～</p>
<p style="text-align: center;">方針目標</p>	<p>すべての大人や子どもが、自他ともに生命と人権を尊重し思いやりの心や社会の一員としての自覚と社会性を身につけ、社会に貢献しようとする精神と態度を育むことが求められます。</p> <p>この実現のため、人権尊重の教育及び道徳教育を充実し、社会体験や自然体験、交流活動やふれあい活動等の機会をもちます。子どもの豊かな人間性と社会性を育むため、中学校区での連携を一層強化し、指導方法などの研究・実践の取組みをすすめます。</p>
<p style="text-align: center;">重点項目</p>	<p>6. 人権教育の充実 37.</p> <p>7. 道徳教育の充実 41.</p> <p>8. 生徒指導の充実 43.</p> <p>9. キャリア教育の充実 47.</p>

重点項目 6	担当課
6. 人権教育の充実	学校教育課
目標	
<p>子どもたちが望ましい人間関係を築いて充実した生活を送れるよう、ありのままの自分を肯定的に認めること、自分らしさが好きになること、身近な人間関係の中で自分を価値ある存在と考えること、他の人を信頼することなどを培うため、「仲間づくり」や「学級集団づくり」等の取組みを充実させます。</p> <p>また、一人ひとりが互いに尊重し豊かな社会生活を送るため、あらゆる偏見や差別をなくすよう、すべての教科・領域等を含めた日々の教育活動の中で、一人ひとりの子どもを大切にし、学校園の教育活動全体を通して、人権意識の醸成と人権教育の充実を図ります。</p>	
教育委員会の取組み	評価
<p>16 人権意識の醸成と教職員の指導力の向上</p> <p>「守口市人権教育基本計画」及び「人権教育推進プラン」に基づき、各小中学校において人権教育の系統的な指導計画を作成し、指導方法を工夫しながら、各校の実態に応じた人権教育を推進する。また、個別的な人権課題をテーマとした教職員対象の研修と保護者、市民対象の研修をそれぞれ年4回開催する。</p>	○
<p>17 在日外国人教育の推進</p> <p>在日外国人児童生徒のアイデンティティの育成に寄与するため、小・中学校で実施される民族学級（※27）等の活動に講師を派遣するとともに、日本語の理解が困難な児童生徒が円滑に学校生活を送ることができるよう自立支援通訳を派遣する。</p>	○
<p>18 人権侵害事象とセクシュアル・ハラスメントの防止</p> <p>人権侵害事象の未然防止と早期発見、早期対応ができるよう相談窓口の設置及び周知とともに、セクシュアル・ハラスメント防止を含む、各校園で実施される校園内研修に指導主事を派遣する。</p>	○
<p>19 児童虐待への対応</p> <p>虐待の早期発見及び対応等についての教職員研修を行う。また、虐待の疑いのある場合、学校及び関係諸機関との連携を密にし、スクールカウンセラー等も活用することで、その情報を把握、共有し、迅速に対応するとともに、児童・生徒のケアを行えるようにしていく。</p>	○

評価の根拠

〇の根拠について

16	全小中学校において人権教育の系統的な指導計画を作成し、さまざまな人権課題（※28）について重点指導月間などを設け、人権教育を推進した。また、全小中学校において、「いじめ・体罰」「人間関係づくり」「同和問題」「男女平等」「障がい者理解」「在日外国人・国際理解」等の「人権教育の校内研修を年4回実施し、教職員の人権意識の向上と指導方法の工夫改善を図った。加えて、保護者、市民を対象にいじめ問題等をテーマとした研修を年4回開催した。
17	11校で設置している民族学級において、派遣講師及び府費民族講師の活用を行い、市及び地域行事への参加も行いながら活動の充実を図った。また、日本語の理解が困難な児童生徒13名に対し、中国語、ウルドゥー語、ネパール語、タガログ語等の通訳派遣によって円滑な学校生活の支援を行った。
18	全小中学校において相談窓口を設置し、ポスターの掲示等により児童生徒への周知を行った。また、全小中学校においては府作成の冊子等を活用しながら、セクシュアル・ハラスメント防止等の校内研修を実施した。セクシュアルハラスメントについての事案発生の報告はなかった。
19	学校で行われるケース会議や研修会へ指導主事が参加し指導助言を行うことにより、教職員による児童の異変に気づく等の対応力が整ってきている。また、守口市児童虐待防止地域協議会等、関係機関と情報共有を行った結果、子どもの利益を最優先に対応することができた。

今後の方向性

◆学校訪問等により、各校の実態に応じた実践的取組みの情報収集と共有化を図るとともに、ニーズに即した研修を実施することにより、教職員の人権意識の醸成と授業・指導方法の充実を図る。また、児童生徒が相談しやすい環境を整えるために、教職員対象のカウンセリング研修の開催や、相談窓口の設置などを行うとともに、情報の把握と共有化、関係諸機関との連携等により、人権侵害事象への迅速かつ適切な対応に努める。加えて、児童虐待の早期発見とともに福祉機関等と連携した適切な対応が行えるよう、教職員対象の研修会の充実を図る。

図表及び注釈

☆「人権教育の充実」にかかる支援員等一覧

名称	対象	内容	人数
自立援助通訳	小・中学校	外国から入学又は編入学した日本語理解が困難な児童生徒の日本語習得及び学校生活での自立を援助する。（市費有償ボランティア）	10名
在日外国人児童生徒交流会講師	小・中学校	市主催の行事や民族学級等の活動において、外国にルーツのある児童生徒に対し、母国の歴史や文化などの指導を行う。（市費有償ボランティア）	11名

19. 児童虐待への対応に関する参考図表

学校による児童虐待通告件数（単位：件）		
	小学校	中学校
平成 27 年度	22	7
平成 26 年度	11	7
平成 25 年度	5	7

（学校における児童虐待対応の流れ）

- 1) 教職員等による子どもの変化への気づき（些細な変化、相談等）
- 2) 教職員等から校長への報告
- 3) 校長が校内チーム会議を招集
- 4) 校内チーム会議で情報共有・対応方針の決定
- 5) 校長から市、子育て支援課又は子ども家庭センターへの通告（確証がなくても）
- 6) 子育て支援課又は子ども家庭センターによる対応方針の決定（直接面会後の一時保護等）
- 7) 関係機関と連携した継続的な支援

※27【民族学級】：11 小中学校に設置。放課後等に、児童・生徒がルーツを持つ外国の言語や文化等の学習を行っている。平成 27 年度の参加児童・生徒は 56 人であり、韓国・朝鮮や中国のほか、様々な外国にルーツを持つ児童・生徒の参加も増加してきている。

※28【さまざまな人権課題】：「人権教育の指導方法等のあり方について[第三次とりまとめ]」に示されている女性、子ども、高齢者、障がい者、同和問題、アイヌの人々、外国人、HIV 感染者、ハンセン病患者、刑を終えて出所した人、犯罪被害者、インターネットによる人権侵害等の個別的な人権課題。



民族学級の様子

ひとりで なやまなくて



こんなことは ありませんか？

- 自分の気持ちをうまく伝えることができない
- ひとりぼっちになることが多くてさみしい
- 学校に行きたくないと思うことがある
- いやなことを言われたり、ざれたりしても「いや」と言えない
- だたかれたり、けられたりされることもある
- エッチなことを言われたり、からだをさわられたりしていやな気持ちになる
- 誰やからだのことでからかわれる など

ぜひ 相談 してください！

ひみつ
秘密は守ります。

学校の相談窓口

相談の先生

場所

時間

窓口外の相談窓口

◎90市教育センター
初受相談
電話 6992-6346 (午前9時～午後5時)

ICネットライフ
電話 6992-0177 (午前9時～午後5時)
E-4 soudan@morisuchi-oaked.jp

◎学校相談課
電話 6995-3151 (午前9時～午後5時)

大塚市の相談窓口

◎24時間対応「ずこやの相談相談24」
電話 0570-078310

校内相談窓口の周知用ポスター

重点項目 7	担当課
7. 道徳教育の充実	学校教育課
目標	
<p>豊かな人間性を育むために、社会生活のルールはもとより正義感・倫理観、自らを律し人を思いやる心、郷土や国を愛する心等を身につける取組みをすすめます。また、夢や理想の実現に向かって生きる力、志をもって自立していく力の育成を図ります。そのため、道徳の時間の工夫・改善をすすめ、教育活動全体を通しての道徳教育と、自然体験・ボランティア活動等の社会体験や郷土の文化伝統に親しむ活動を充実します。</p>	
教育委員会の取組み	評価
<p>20 道徳教育の推進</p> <p>各校において道徳教育推進教師（※29）を位置づけ、各校で作成する道徳教育の全体計画及び年間指導計画が、学習指導要領で示されている指導内容として適切に計画されているかの確認を行う。また、学校の道徳教育を推進するため、校内体制を確立し、創意工夫のある授業が行われるよう、校内研修に指導主事を派遣し指導助言を行う。</p>	○
<p>21 学校・家庭・地域との連携等の充実</p> <p>府の「豊かな人間性をはぐくむ取組み推進事業」を活用し、読み物教材（※30）を活用した道徳の時間の指導方法及び家庭・地域との連携等の充実を図る。また、市教育課程研究協議会において「道徳の時間」の校内授業研究を公開する。</p>	○
<p>22 環境教育、郷土の伝統・文化に関する教育の推進</p> <p>児童・生徒が、郷土の自然や伝統・文化等の魅力に触れながら、地域の一員としての自覚を持ち、また環境問題に主体的に取り組むことができるよう、出前授業を実施する際の知識・技能を持つ人材を紹介、活用できるようにする。また、継続して「わたしたちの守口」「中学校歴史資料集～郷土・守口の歴史～」を配付し活用するなど、地域についての理解を深める授業が展開されるよう指導する。</p>	○
評価の根拠	
○の根拠について	
20	<p>各校の教育活動全体を通して道徳教育を推進するよう、全小中学校の全体計画及び年間指導計画の作成について確認、指導を行った。また、道徳教育推進教師を位置づけ研修を実施し、児童生徒が道徳的価値観について意見交流を図りながら、自分の考えを深めていける魅力的な読み物教材を活用した、創意工夫のある授業づくりを行えるよう支援を行った。</p>
21	<p>府の「豊かな人間性をはぐくむ取組み推進事業」を受け、平成27年は4校の指定を行い、平成25年度からの3年間で全中学校区を指定し、各中学校区において教職員を対象に、道徳の時間の中学校区合同授業研究会、保護者及び地域の方々参加した道徳教育公開講座を開催することにより、指導方法の工夫改善を図るとともに、学校・家庭・地域の道徳教育にかかる共通理解を図ることができた。</p>

22	<p>企業や淀川河川事務所等の出前授業を活用した環境教育や、地域の伝統文化に造詣の深い方を講師として招き、和太鼓や着物の着付け等の出前授業や淀川の自然にかかる出前授業を実施するなど、各校で特色ある取組みを実施した。</p>
<p>今後の方向性</p>	
<p>◆すべての教育活動を関連づけながら計画的に道徳教育を推進できるよう、全体計画及び年間指導計画に指導時期等を明記し整理を行う。また、児童生徒の意識調査を定期的実施しながら各校の道徳教育推進教師を対象とした会議を招集し、各校での取組み状況の共有化を行うとともに、研修を通じた教職員の資質向上を図り、道徳教育を推進するための校内体制の確立に努める。加えて、小学校は平成30年度、中学校は平成31年度からの「特別の教科 道徳」の全面実施に向けた研修を実施する等により、問題解決的な学習や体験的な学習を取り入れた創意工夫ある指導をすすめ、道徳教育の充実に取り組んでいく。</p>	
<p>図表及び注釈</p>	
<p>※29【道徳教育推進教師】：道徳教育の推進を主に担当する教師として平成21年度より置く。小中学校において、道徳教育の指導計画の作成など、学校を中心となって道徳教育を推進、充実する教員。</p>	
<p>※30【読み物教材】：大阪府教育委員会作成「夢や志をはぐくむ教育」や文部科学省作成「私たちの道徳」等。</p>	

重点項目 8	担当課
8. 生徒指導の充実	学校教育課 教育センター
目標	
<p>いじめ・不登校（※31）をはじめとする生徒指導上の様々な課題解決のため、生徒指導主事等を中心とした校内体制を有効に機能させ、日頃より子ども理解に努めながら、市・学校いじめ防止基本方針（※32）等に基づく取組みをすすめます。</p> <p>その際、中学校区内での連携強化、スクールソーシャルワーカー（※33）・スクールカウンセラー（※34）や外部機関の効果的かつ組織的な活用を行い、総合的に課題をとらえ、未然防止と早期対応に取り組む生徒指導・支援体制を充実します。</p>	
教育委員会の取組み	評価
<p>23 不登校対策の推進</p> <p>月毎に不登校児童・生徒の状況を把握し、スクールカウンセラーの活用を行う。各校個別のケース会議へスクールソーシャルワーカーの派遣を行うなど、福祉部局と連携しながら、不登校状況の改善に努める。</p>	△
<p>24 いじめの未然防止・早期発見</p> <p>各校の学校いじめ防止基本方針に基づき、いじめ防止等の取組みを計画的にすすめるべく、指導主事が毎月の生徒指導担当者の会議に出席し指導助言を行う。また、いじめホットライン等の相談窓口をリーフレットやカード等の配付により児童・生徒への周知する。加えて、守口市いじめ防止基本方針や問題行動対応マニュアルの周知や、いじめ防止等にかかる連絡協議会の開催等により関係諸機関との連携を図る。</p>	○
<p>25 児童会・生徒会等の活性化</p> <p>子どもたちが主体となる活動を行うため、児童会・生徒会の自治的活動の推進や、市の生徒会交流会の活性化を支援する。また、生徒会が参加する守口子ども議会の企画運営に協力する。</p>	○
<p>26 生徒指導体制の充実</p> <p>生徒指導事案の適切な対応を行なうとともに、その予防のために、関係諸機関と連携をさらにすすめる。また、薬物乱用防止教室や非行防止教室、情報モラル教育等の出前授業を実施するとともに、「もりぐち携帯3か条（※35）」に基づき学校への携帯電話等の持ち込みを原則禁止とする取組みを継続する。</p>	○
評価の根拠	
○の根拠について	
24	<p>各校の学校いじめ防止基本方針に基づき、アンケートの実施や集団づくりの取組みなど、いじめの未然防止、早期発見に努めるとともに、発見した際に迅速かつ適切に対応するための校内体制を構築した。また、関係機関との連携を図るため、守口市いじめ問題対策連絡協議会を3回開催した。</p>

25	合同行事や地域清掃など児童会・生徒会が共同で取組みが行えた。年2回の生徒会交流会が行われ、府主催の生徒会サミットにも参加した。さらに、守口子ども議会に全中学校から各代表2名が参加し、自転車マナーと市の活性化について、直接、市長に提案した。このように全体の取組みは進んでいるが、それを各校でどのように、児童会・生徒会の自主的な取組みにつなげていくかには課題が残る。
26	全小中学校において、関係機関と連携した非行防止にかかる出前教室を開催するとともに、携帯電話等の持ち込みを原則禁止する対応が行われた。また、生徒会を中心として、携帯電話等ネットの利用を含めてのルールを考える取組みもあり、その内容について全校へ情報提供を行った。

△の根拠について

23	全小・中学校で、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを必要に応じて活用し、ケース会議を開催しながら、家庭訪問や校内適応指導教室等の取組みをすすめた。その中でも5中学校区では小中合同でのケース会議が開催できた。しかしながら、中学校において不登校生徒数が減少したが、小学校において不登校児童数が増加した。今後、より一層の福祉部局との連携が必要である。
----	---

今後の方向性

◆児童生徒の意識調査を定期的実施し状況把握及び分析を行いつつ、いじめや不登校などの生徒指導上の課題解決のため、学校及び生徒指導担当者会、関係諸機関との連携を図りながら、ケース会議の開催による多面的な要因究明や対応方針の明確化を図り、校内外の体制の確立に努めるとともに、問題行動の未然防止などに向けた児童会・生徒会の自発的活動を促す。また、研究所加配教員とともに指導主事が学校訪問をし、不登校の背景等を学校と分析し、改善を図る。さらに、問題行動の未然防止の観点から守口警察との情報共有を積極的に行う。加えて、市・学校いじめ防止基本方針に基づき、守口市いじめ問題対策連絡協議会を定期的開催し、関係機関及び団体との連携を図るとともに、いじめホットライン等の相談窓口の周知に努める。

図表及び注釈

23. 不登校対策の推進に関する参考図表（不登校児童・生徒数） ☆生徒指導事案の発生状況

	小学校	中学校
平成 27 年度	41 名	150 名
平成 26 年度	37 名	156 名
平成 25 年度	30 名	136 名

	小学校 (件)	中学校 (件)
対教師暴力	27	16
生徒間暴力	37	71
窃盗行為	62	35
不良行為	13	59

24. いじめの未然防止・早期発見に関する参考図表（いじめの認知件数）

	小学校	中学校
平成 27 年度	12 件	17 件
平成 26 年度	5 件	7 件
平成 25 年度	9 件	4 件

※迅速な対応による早期解決を行うため、教職員に対して「いじめ防止対策推進法」で示されるいじめの定義を再確認の徹底を図っていることから、認知件数が増加している状況である。

※31【不登校】：何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因・背景により、登校しないあるいはしたくてもできない状況にあること。

※32【市・学校いじめ防止基本方針】：いじめ防止対策推進法を受け、市・学校が実情に応じ、いじめ防止等のための対策に関する基本的な方針を定めたもの。

※33【スクールソーシャルワーカー】：社会福祉に関して専門的な知識・経験を有し、社会福祉士の資格を有する者及びそれに準ずる者。不登校や課題を抱える児童・生徒に関する状況把握をし、ケース会議等により見立てをもとに、学校・保護者・関係諸機関との円滑な連携のため調整・連絡を行う。

※34【スクールカウンセラー】：全中学校区に1名配置され、児童・生徒のケア、保護者等の悩みの相談や教職員が援助方法等の検討を行うにあたって、中心的な役割を果たす臨床心理士。

※35【もりぐち携帯3か条】：平成21年1月、守口市教育委員会・守口市小中学校生活指導研究協議会・守口市PTA協議会・守口警察署により作成。内容は①学校には持って行かない行かさない②家庭でルールを決めましょう③フィルタリングを徹底しよう の3か条。



生徒会交流会の様子



重点項目 9	担当課	
9. キャリア教育の充実	学校教育課	
目的		
<p>すべての子どもたちが、自分のやりたいことを見つけ、大きな夢やあこがれを抱き、志をもって主体的に自らの人生を切り拓いていくために必要な力や意欲を養うキャリア教育^(※36)を推進します。すべての教育活動において、中学校区としてのキャリア教育の視点を持ち、発達段階に応じた系統的な計画のもと、一貫した指導を展開します。</p>		
教育委員会の取組み		評価
<p>27 キャリア教育の充実 発達段階に応じたキャリア教育を推進するため、すべての中学校区で、大阪府教育委員会発行の資料等を活用し、中学校区としてのキャリア教育全体計画を作成する。また、児童・生徒が主体的に自分の進路を選択する能力・態度を育成するため、進路情報について、学校と連絡を密に行いながら情報提供を行う。</p>		△
評価の根拠		
△の根拠について		
27	<p>各校においては、キャリア教育の視点をもって、小学校では職場訪問、中学校では職場体験を含め教育活動全体の取組みの系統的な計画の作成をすすめ、計画に基づいて実施した。また、年14回開催された中学校進路指導委員会に指導主事が参加し、情報共有並びに「進路のてびき」を守口市進路指導委員会が作成し、各中学校において進路情報の収集や提供などに活用した。しかしながら、中学校区としての全体計画の作成が進んだものの、全中学校区の作成には至らなかった。</p>	
今後の方向性		
<p>◆各校のキャリア教育担当者への研修を実施し、各中学校区におけるキャリア教育全体計画の作成及び検証改善に向けた指導助言を行う。また、系統的な計画のもと、社会的・職業的な自立に必要な能力や態度を育む教育活動全体を通じて、一貫した指導を展開する。加えて、進路指導にあたっては、大阪府の動向に注視しつつ、中学校進路指導委員会に指導主事が参加するなど、最新の進路情報を速やかに提供することにより、学校・生徒・保護者が安心して主体的に進路決定ができるよう努める。</p>		
図表及び注釈		
<p>※36【キャリア教育】：一人ひとりの社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現させようとする教育。</p>		

《学校教育分野 基本方針2に係る学識経験者の意見・助言》

- ◇学力観について、これまでの「知・徳・体」の三要素から、「①基礎的知識や技能」、「②身につけた基礎的な知識を基に物事を考えて、目の前の課題を解決する力をいう“スキル”」、「③勇気や周囲と協働する力、困難に負けない力などをいう“人間性”」を身につけさせることに変化してきている。つまり、「知性」、「人間性」、「社会性」、「自己形成力」がこれからの学力観ということになり、授業や学級活動などのあらゆる学校教育活動を通じて展開されることが求められ、教育委員会はこれらを学校にわかりやすく伝えることが重要である。

- ◇キャリア教育について、現在の小学生が働くであろう20年後には消えてしまう職業が多くあると言われており、子どもたちに指導すべき「キャリア」が変わろうとしていることから、従来のキャリア教育では捉えきれない要素がある。
職業観や働く意味を指導することは重要であるが、既存の職業が消えてしまう可能性があること等も指導する必要がある、教育委員会がそういった点を踏まえたキャリア教育はどういうものかを研究していく必要がある。

- ◇生徒指導事案は学校の教職員が結束を固めて対応する点と、必要な関係各所と適切に連携を図る点と、教育委員会が効果的なサポート体制をつくる点のすべてが重要である。

- ◇人権教育について、人権課題に対峙した時に判断し行動できる子どもたちを育てなければならない。現在、各種の法整備が進み社会全体として人権をしっかりと保障する法律やシステムを充実させていこうという動きがあることを教員は認識している必要がある、教育委員会が実施する各種研修に盛り込む必要がある。



<p>学校教育 基本方針 3</p>	<p>命を守る ～たくましく生きる健康と体力づくり～</p>
<p>方針目標</p>	<p>子どもの生活環境の変化にともなう運動習慣・運動時間の減少、食の問題が指摘されています。また、学校園の内外における事故や事件、災害や不審者等から子どもの安全を確保することが重要な課題となっています。中学校区で連携を強化し、指導方法等の研究・実践の取組みをすすめ、すべての子どもたちの健康・体力づくりと安全・安心な教育活動の充実を図ります。</p>
<p>重点項目</p>	<p>10. 健康・体力づくりの充実 51</p> <p>11. 安全・安心な環境づくりの推進 53</p>

重点項目 10	担当課	
10. 健康・体力づくりの充実	学校教育課 保健給食課	
目標		
<p>子どもの体力・運動能力の改善を図るために、体育科授業における系統的な指導とともに、外遊びの充実など運動の機会を増やし、学校園の教育活動全体を通して、健康の保持・増進及び体力の向上に努めます。</p> <p>また、食習慣・運動習慣など生活習慣の改善については、家庭・地域と連携し、子どもたちの健康と体力づくりをすすめます。</p>		
教育委員会の取組み		評価
28 体力・運動能力、運動習慣の向上 各校で体力向上プラン（※37）を策定し、体力向上を目指した具体的な取組みを推進する。武道が必修化されていることから、指導等における安全確保を徹底する。また、人材バンク等の外部人材を活用しながら部活動指導の充実を図る。		○
29 食育の推進と食物アレルギーへの対応 食に関する全体計画を作成し、指導目標を明確にして取組みをすすめるとともに、学校と連絡を密に行い除去食を含めたアレルギー対応の徹底を図る。		○
30 感染症等の予防・対応の確立 関係機関と連携を図りつつ、インフルエンザ様疾患やノロウイルス等の感染症の防止のため、予防の指導を徹底するとともに、食中毒の発生を防止するため、食品の衛生管理体制を徹底し、未然防止に努める。		○
評価の根拠		
○の根拠について		
28	全小中学校でR-PDCA サイクルによる「体力向上プラン」が作成され、授業のみならず、運動カード等を活用した「なわとび週間」や「マラソン週間」や休み時間の外遊びの奨励など、授業以外の時間における具体的な取組みが行われた。武道については、その実施状況を把握し、研修会の周知を行った。また、全中学校において外部人材の活用による部活動の活性化が図られた。	
29	全小中学校で食に関する全体計画に基づき、給食指導と関連を図りながら、各校の目標に向けた食に関する指導がすすめられた。 また、全小学校において、保護者・学校・調理業務委託業者と連携し、除去食について情報を共有し、適切に対応するとともに、教職員を対象に「食物アレルギー疾患対応マニュアル」研修会を実施し、アレルギー対応の周知を図った。	
30	インフルエンザ様疾患やノロウイルス等の感染予防のため、基本となる正しい手洗い、うがいを徹底するとともに、感染拡大の防止について周知した。また、食中毒の発生を防止するため、保健所、学校薬剤師と連携しながら、食品の衛生管理について徹底した。	

今後の方向性

- ◆守口市教育研究会体育部会、学校栄養部会や養護部会等との連携を図りながら、各校で作成する「体力向上プラン」や「食に関する全体計画」、「食に関する年間指導計画」の検証改善を行い、指導方法の創意工夫を図る。また、児童生徒が意欲を持って運動に取り組む態度を育むため、プロスポーツ団体等の出前事業の活用をすすめる。加えて、保護者・学校・調理業務委託業者と連携した除去食や感染症等の予防の適切な対応に努めるとともに、「食物アレルギー疾患対応マニュアル」を活用した研修を実施し、アレルギー対応の周知を図る。

図表及び注釈

28. 体力・運動能力、運動習慣の向上に関する参考図表

全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果

体力合計点 (平均値)	小学校		中学校	
	男子	女子	男子	女子
平成 27 年度	52.07 点	54.27 点	39.72 点	45.43 点
平成 26 年度	53.38 点	52.22 点	38.86 点	44.81 点
平成 25 年度	51.66 点	52.44 点	39.93 点	45.56 点

部活動外部人材活用状況

	ソフト テニス	バレー ボール	野球	バドミ ントン	バスケット ボール	ソフト ボール	ラグ ビー	卓球	水泳	和楽器 その他	合計
学校数 (校)	4	4	3	2	2	1	1	1	1	9	28
指導者 (人)	6	4	4	3	3	1	1	1	1	13	37
活用時間 (時間)	1,110	608	547	424	181	236	216	110	38	1,033	4,503

29. 食育の推進と食物アレルギーへの対応に関する参考図表

小学校における除去食対応状況

(単位：人)

年度	アレルギー除去人数			アレルギーによる 牛乳除去人数
	1 年生	2 年～6 年生	計	
平成 27 年度	51	185	236	44
平成 26 年度	36	146	182	46
平成 25 年度	34	130	164	50

※中学校給食では、選択制のデリバリー方式のため、除去食対応を行っていません。

※37【体力向上プラン】：各学校が児童生徒の体力と運動能力の向上、運動習慣の改善を図るため、授業及び授業外での取組みの年間計画を示したもの。PDCA サイクルにより検証改善を行う。

重点項目 11	担当課	
11. 安全・安心な環境づくりの推進	学校教育課 保健給食課 総務課	
目標		
災害及び万が一の事件・事故に対応できるよう、学校の危機管理体制を充実します。学校の内外を問わず子どもの安全を確保するため、学校園の安全管理体制を確立するとともに、保護者や地域、関係諸団体の協力を得て、地域と一体となった取組みを行います。		
教育委員会の取組み		評価
31 学校の危機管理体制の充実 各学校で「防災マニュアル」及び「危機管理対応マニュアル」を作成し、緊急時における対応を示す。さらに、児童・生徒への防災教育を推進し、避難訓練を実施するとともに、地域の協力を得ながら登下校時の児童の見守りを行う。また、不審者の情報提供があった際には、市内保育園・幼稚園・小中学校への注意喚起を行う。		○
32 学校園の安全管理体制の確立 警察との連携による小学1年生と4年生を対象とした交通安全教室を実施するとともに、消防署との連携による幼稚園、小中学校の教職員を対象とした救急救命法実技講習会を開催する。また、救急インストラクターの資格を持つ教員を順次配置する。		○
評価の根拠		
○の根拠について		
31	全小中学校で「防災マニュアル」及び「危機管理対応マニュアル」が作成され、授業時間以外にも、休み時間や下校時等を想定した避難訓練や、保護者への引き渡しを含めた訓練等も実施された。また、学校安全対策事業(※38)や放課後下校時警備配置業務(※39)、ミマモルメ(※40)、地域の協力を得た登下校の見守りにより、見守り活動中の不審者等による被害はなかった。	
32	全小学校で警察との連携により小学1年生を対象に歩行訓練を、4年生を対象に自転車の安全な乗り方の交通安全教室が実施され、守口子ども議会に向けて、生徒会代表が自転車マナーについての討議を行った。また、消防署との連携による救急救命法実技講習会を2回開催するとともに、小学校3校において救急救命の出張授業を実施した。加えて、救急インストラクターの資格を得た教員による校内実技研修が実施された。	
今後の方向性		
◆予期せぬ災害が発生した際に迅速かつ適切に対応できるよう、防災マニュアル等の継続的な検証・改善を行うとともに、避難訓練などを通じた児童生徒への防災教育の推進に努めるなど、危機管理体制の充実に取り組んでいく。また、消防署や警察署等の関係機関と連携した児童生徒への出前授業や教職員への救急救命法実技講習会の開催などを行うとともに、教職員の救急インストラクター講習受講を進める。加えて、地域の協力を得るなど、登下校時の児童の安全対策の充実に努める。さらに、先進市の事例等を研究し各校へ情報提供していく。		

図表及び注釈

31. 学校の危機管理体制の充実にに関する参考図表

不審者情報提供状況

	小学校（件）	中学校（件）
平成 27 年度	36	22
平成 26 年度	47	19
平成 25 年度	30	24

32. 学校園の安全管理体制の確立に関する参考図表

交通安全教室実施状況（小学校のみ実施）

	春の歩行訓練教室	秋の自転車安全走行教室
平成 27 年度	17 校	17 校
平成 26 年度	17 校	17 校
平成 25 年度	18 校	18 校
平成 24 年度	18 校	18 校

※38【学校安全対策事業】：全小学校にて実施。下校時における校門付近の安全を確保するため、有人による警備を行っている。

※39【放課後下校時警備配置業務】：各小学校区における下校時の交差点付近の交通誘導を行い、児童の安全を確保する。

※40【ミマモルメ】：全小学校にて希望者が加入できる民間のサービス。児童の登下校時間や、緊急メールを保護者へ配信する。



交通安全教室の様子

《学校教育分野 基本方針 3に係る学識経験者の意見・助言》

- ◇体力については、自己の体を動かすことの喜びや楽しさ、友達と一緒に体を動かすことの楽しさという膨らみのある捉え方が重要である。また、障がいがあるかないかに関わらず、身体機能の発揮という観点で捉えることも重要である。
- ◇食育の問題は、食生活を自律的に進める力という観点、食材とアレルギー対策による安心という観点、感染症対策や食中毒対策の安全安心の観点から一層の充実が求められる。
- ◇体力や食育と健康について、養護教諭と栄養教諭の役割が一層高まっており、専門性の向上が非常に重要である。
- ◇防災について、多様な危機に備えるため、教職員に対し危機について幅広く捉える働きかけが必要である。また、多様な危機に対応するため学校力を高めることも重要であるが、加えて地域社会と一体となった防災訓練という考え方も重要である。

<p style="text-align: center;">学校教育 基本方針 4</p>	<p style="text-align: center;">学校力を高める ～明確なビジョンを共有した学校経営と教職員の資質向上～</p>
<p style="text-align: center;">方針目標</p>	<p>学校園は、家庭や地域と連携した教育活動をすすめるために学校を公開し、学校評価や学校評議員制度を活用して、保護者をはじめとする地域住民に広く意見を求め、学校経営に反映します。校園長は、今日的課題に対応した教育の研究・実践をすすめるとともに、教職員の資質の向上に努め、学校力を高めます。</p>
<p style="text-align: center;">重点項目</p>	<p>12. 学校経営の改善 57</p> <p>13. 教職員の資質向上・研修の充実 61</p>

重点項目 12	担当課
12. 学校経営の改善	学校教育課 総務課
目標	
<p>校園長は「めざす守口の教育」に沿い、中学校区教育の視点をもって、教育目標や経営方針及び学力向上等の個別課題に対する明確なビジョンと具体的方策を「学校教育計画」に明記します。それらを、教職員のみならず家庭・地域にホームページを活用して積極的に示し、その実現に向け家庭・地域と連携し、より具体的な学校経営を展開していきます。また、成果と課題、課題解決の方策を明らかにし、R-PDCA サイクルにより学校経営の改善に取り組みます。</p>	
教育委員会の取組み	評価
<p>33 校園長の指導力の向上 校長会を開催するとともに、園長会に指導主事が出席することで、学校教育の推進にかかる留意点、事象への迅速な対応等を指示伝達するとともに、管理職が各校での課題や成果などを共有する場での指導助言を行う。</p>	○
<p>34 家庭・地域との連携 保護者・地域等へ、学校便りやホームページ等による学校情報の発信等を行いながら、学校支援地域本部（※41）等を活用し連携を図っていく。</p>	○
<p>35 学校園の組織力の向上 学校評価の内容が、教職員で共有されるよう指導する。また、首席（※42）・指導教諭（※43）を活用して、ミドルリーダーを育成できるよう、指導主事計画訪問等でのヒアリングを行い、それらの内容を元に、各校の課題解決に向けての人事配置を行う。さらに、学校における各種教育の担当者を対象とした研修や会議を開催し育成を図る。</p>	○
<p>36 小中一貫教育の推進 教育フォーラムの開催や「守口市小中一貫教育推進のてびき（※44）」を活用し、小中一貫教育についての学校・家庭・地域の共通理解を図り、全中学校区において小中一貫教育を推進する。</p>	○
<p>37 学校事務の効率化 学校事務の効率化を図るため、学校事務共同実施（※45）の推進を図る。また、全教職員に配付されている校務用パソコンの有効活用が図れるよう、環境整備に努める。</p>	○
<p>38 国旗・国歌の指導 国旗・国歌の指導が学習指導要領に基づき、適正に行われるよう指導する。</p>	○
<p>39 多様な人材の活用 連携協力に関する協定書を締結している各大学及び市民団体等の協力を得て、各市立学校園に多様な人材を派遣する。また、企業やNPO 法人と協力し、授業が充実できるよう出前授業や人材の情報共有を行う。</p>	○

評価の根拠

〇の根拠について

33	毎月開催の校長会で喫緊の教育課題についての情報提供や指示伝達を行うとともに、管理職研修会において情報提供及び指導助言を行い、校園長の指導力向上を図った。
34	全小中学校において学校ホームページや学校便り等での情報発信が行われ、学校支援地域本部と連携しながら環境整備や登下校時の児童の見守り等の取組みをすすめた。
35	各会議・研修会で、校内分掌で位置づけられた担当教員の参加による意見交流がなされ、その内容を各学校で活用するとともに、学力向上推進教員会議や支援教育コーディネーター研修等を開催し、指導助言・情報共有を図った。また、全小・中学校に年4回の計画訪問を実施、担当指導主事によるヒアリングを行い、状況把握をし、指導助言を行うことにより、ミドルリーダーの育成、各校の組織力の向上のための支援を行った。
36	各中学校区で定期的な小中一貫教育の担当者会議を開催しながら、合同授業研究や合同研修の実施とともに、中学校体験や合同清掃活動等の児童生徒間の交流が進められた。校区によっては、合同ケース会議の開催や合同教材研究の実施など、工夫された取組みが行われた。
37	学校事務支援センター（※46）を核として、市教育委員会、学校の連携を図り、定期的な会議や研修を開催し、学校事務共同実施の確立を図ることができた。また、校務用パソコンを活用しての会議が行われるなど、事務の効率化がすすんだ。
38	各校において、社会科や音楽科等の学習を関連させながら、入学式・卒業式において、学習指導要領に基づき、教育委員会が指導助言を行いながら適正に国旗掲揚及び国歌斉唱が行われた。
39	例年実施している協定大学による学校インターンシップや、出前授業を実施するとともに、企業や市民団体等による出前授業も実施した。また、出前授業などの情報提供を適宜行うことにより、学校での活用が行われた。

今後の方向性

◆校内分掌で位置づけられた各校の担当教職員を対象とした研修や担当者会議の計画的・継続的な開催、指導主事による学校訪問や担当事業などのヒアリングにおいて、分掌組織の責任者の配置の確認を行い、ミドルリーダーの育成を図りつつ、学校の組織力の向上に取り組んでいく。また、学校事務支援センターと学校との連携を図りながら、中学校区での学校事務共同実施や学校間連携による取組みの共有化を図るとともに、校務用パソコンの活用促進のための環境整備により、学校経営の改善に努めていく。さらに、施設一体型小中一貫校さつき学園を義務教育学校として設置し、市内全域への成果普及を行い、小中一貫教育の更なる充実を図っていく。

図表及び注釈

「学校経営の改善」にかかる支援員等一覧

名称	対象	内容	人数
学校支援コーディネータ	小・中学校	学校のニーズを受け、そのニーズに応じた地域ボランティアを派遣する等の学校支援を行う。(市費有償ボランティア)	34名
地域ボランティア	小・中学校	登下校時の見守り、放課後等の学習支援、本の読み聞かせや蔵書整理、花壇の整備等の学校支援を行う。	約5,000名

- | |
|--|
| <p>※41 【学校支援地域本部】：学校からの要望に応じてコーディネータが学校に地域ボランティアを派遣する等の学校支援活動を行う仕組み。登下校時の児童の見守り、長休時や昼休みの図書館開放や読み聞かせ、花壇や樹木などの環境整備等の活動を実施。</p> |
| <p>※42 【首席】：校長の学校運営を助け、その命を受け、一定の校務について教職員のリーダーとして組織を円滑に機能させるとともに、その校務を着実に遂行していく上で、他の教職員に対して、必要な指導・総括にあたる職。小・中学校は平成19年度から配置。</p> |
| <p>※43 【指導教諭】：学校に配置され、校長の命を受け、専門的な知識や経験を活用し、教員の育成、研究・研究支援、地域連携の職責を担う。小・中学校は平成19年度から配置。</p> |
| <p>※44 【守口市小中一貫教育推進のてびき】：平成24年4月に策定した「守口市における小中一貫教育の基本的な考え方」に基づき、各中学校区がそれぞれに特色ある小中一貫教育をすすめていくために活用できるよう作成した冊子。</p> |
| <p>※45 【学校事務共同実施】：守口市立小中学校の学校事務を共同で実施することにより、学校事務の整備及び充実を図り、学校事務における処理体制を効率化する。</p> |
| <p>※46 【学校事務支援センター】：各中学校区ブロック及び個々の学校での学校事務の効率化や、職員の技能向上のための研修を企画するなど、市全体の円滑な事務が行えるよう支援、指導、助言等を行う（平成21年度より第一中学校内に設置）。</p> |



重点項目 13	担当課	
13. 教職員の資質向上・研修の充実	学校教育課 教育センター	
目標		
教育公務員としてふさわしい行動がとれるよう、教職員の資質の向上を図ります。さらに初任者等、経験年数の少ない教員の授業力向上を支援するため、研究授業の充実等、校内研修体制づくりを充実します。		
教育委員会の取組み		評価
40 法令の順守と教職員の資質の向上 体罰禁止や個人情報等の適切な取り扱い等、教職員の服務にかかる研修を、新規採用教職員や講師を対象に実施する。また、校長会で服務にかかる校内研修を指示し、定期的な状況把握を行うとともに、要請に応じ研修講師として指導主事を派遣する。		△
41 教職員の指導力の向上 評価・育成システムが適切に活用できるよう、校長会で詳細説明を行うとともに、学校長との連絡を密にとり、指導が不適切な教員等を早期に把握し、指導を行う。		○
42 教職員研修の充実 各校で実施された校内研修に、要請に応じ研修講師として指導主事を派遣する。また、教育課題にかかる学校ニーズに応じた教職員研修を開催する。		○
評価の根拠		
○の根拠について		
41	評価・育成システムの活用は適切に行われ、その活用が定着している。また、指導力に課題のある教員に対して、学校と教育委員会が連携して継続的な指導を実施し、教員の指導力向上に努めた。	
42	各教科・道徳教育・人権教育・情報モラル・服務等について各校での校内研修に研修講師やオブザーバーとして指導主事の派遣を行うとともに、市教育委員会主催で教育課題にかかる研修や府外への学校視察を含めた授業改善のための研修を開催し、のべ約 2,000 名の教職員の参加となった。学力向上校の視察や授業のユニバーサルデザイン化の講師による模範授業等の研修やICT教育フォーラムを実施し、参加者が各校に持ち帰って他の教職員に伝えることにより、授業改善が行われた。	
△の根拠について		
40	教職員の服務にかかる市教育委員会主催の研修及び校内研修を実施し、各校の教職員の意識向上を図った。しかしながら、小学校1校で体罰事案が発生し、その未然防止については課題が残っている。	

今後の方向性

◆教職員の服務に関する研修を行うとともに、学校訪問等により教育課題にかかる学校ニーズに応じた教職員研修の充実に努め、キャリアステージに応じた教員研修を行い、1年目、2年目、3年目、5年目、10年目の教員に対して、府と連携しながら、研修を実施する。また、評価・育成システムの適切な活用を促すとともに、指導の不適切な教職員等については、早期に対応できるよう、学校と連携を密にし、改善に向けた支援と指導を行っていく。また、教職員による不祥事の未然防止のため、毎月の校長会で懲戒処分事例等を提示し、日々の服務管理の徹底を図る。

図表及び注釈

42 教職員研修の充実にかかる参考図表

研修名		対象	目的	開催回数	対象人数
一般教職員研修	授業づくり	教職員	子ども主体の授業づくりの推進と、授業力向上を図る	55	1,026
	集団づくり		子ども理解や、学級経営等について向上を図る		
	教育相談		児童生徒理解や保護者との関わり方など教育相談に関するスキル向上を図る		
	ICT教育・情報モラル		ICTを効果的に活用した授業づくりの推進、情報活用能力の向上を図る		
	アンガーマネジメント等今日的課題		教職員の資質向上を図る		
授業改善推進研修	学校の中核となる教員	学校視察等の研修を実施することで各学校の校内研究体制のさらなる充実と教員の授業改善を図る	4	100	
初任者・新規採用者研修	初任者・新規採用者	実践力と使命感を養うとともに、幅広い知見を得させる	7	29	
2年目教職員研修	2年目教職員	実践的指導力と使命感を養うとともに、幅広い知見を得させる	3	39	
10年経験者研修	10年経験者	指導力の向上等、教諭としての資質の向上を図る	2	21	
講師研修	初めて講師となる者および経験3年以内の講師	指導力向上を図る	1	36	
学校事務職員研修	学校事務職員	統合や給与事務等、現在の課題について学ぶ	3	37	
人権教育関係研修	校内で人権教育を中心に担う者	人権教育の現状と課題及び取り組みについて認識を深め、人権が尊重された学校づくりについて考える	4	110	
支援教育関係研修	校内で支援教育を中心に担う者	支援教育に関する実践力の向上を図る	10	609	
生徒指導研修	校内で生徒指導を中心に担う者	適切な指導方法など対応力の向上を図る	1	37	
教育課程研究協議会	校内で教育課程を中心に担う者	小中学校の教育課程編成及び実施上の課題について研究協議を行い、小中学校教育の改善・充実に努める	4	107	
				前年度比	18回増 373人増

《学校教育分野 基本方針4に係る学識経験者の意見・助言》

- ◇多くの現代的な新課題に対応するためにも、教員と多様な専門職員やスタッフが協働する「チーム学校」という新たな学校づくりに対応するためにも、校長のマネジメント力と教員の組織力を高める必要がある。さらに、地域を学校づくりの担い手とする「地域教育協働本部」という考え方も示されていることから、教育委員会は学校に対して学校マネジメント力を高める指導をする必要がある。
- ◇教員の研修について、準管理職層やミドルリーダー、初任期教員などそれぞれのライフステージに応じた研修メニューを設定することが重要であり、特に初任期教員及びスクールリーダーの育成は喫緊の課題として重要である。
- ◇学校運営協議会によるコミュニティスクールの導入が課題となっていることから、学校運営協議会など学校教育を充実発展させるための組織の在り方について検討するよう、引き続き教育委員会が努めなければならない。

<p>社会教育 基本方針 5</p>	<p>人・地域がつながる ～子どもを育てる活動・ネットワーク化の促進～</p>
<p>方針目標</p>	<p>地域社会の連帯意識の希薄化、大人のモラルの低下、有害情報の氾濫等の課題がある中で、子どもたちの健全育成に向け、地域社会が一体となって取り組む教育コミュニティづくりが重要です。そのため、さまざまな人が共に子どもの教育のために力を出し合い、継続して子どもにかかわる組織づくりや活動のネットワーク化を促進・支援します。</p>
<p>重点項目</p>	<p>14. 地域ぐるみの活動の推進 65 .</p> <p>15. 家庭の教育力の向上 69 .</p> <p>16. 地域社会における人権教育の推進 71</p>

重点項目 14	担当課
14. 地域ぐるみの活動の推進	生涯学習課 スポーツ・青少年課 放課後こども課
目標	
<p>子どもたちが、学校を離れた生活の中で、さまざまな体験や交流を通して生き方を学んだり人間性を高めたりすることができるよう、家庭や地域の役割が一層重要になっています。そのため、青少年関係団体の指導者を確保し、その育成を図るとともに、現在各中学校区にある「中学校校区連携推進協議会」の活動内容や「もりぐち児童クラブ」(※47) 事業を充実します。</p> <p>また、地域の財産である学校施設を、子どもたちの文化・スポーツ活動の場、地域住民の諸活動の場として積極的に開放し、それらの活動を担っていくボランティアや指導者を養成・支援します。</p>	
教育委員会の取組み	評価
<p>43 地域活動への支援</p> <p>中学校区連携推進協議会の活動を充実させていくため、学校とボランティア間の調整や活動の企画、地域行事への参加を行っている地域コーディネーターへの支援に努める。また、子どもの健全育成など、地域の教育力向上を目的として活動している「PTA」の組織活性化の支援を行うほか、社会教育行政に反映することができるよう社会教育委員会議の活性化を目指す。</p>	○
<p>44 青少年関係団体・青少年団体協議会への支援</p> <p>青少年の健全な育成を担う青少年育成指導員連絡協議会や青少年団体協議会の活動に対し、各校区や各団体の特色や実情に見合った取り組みに対し支援を行い、団体活動の充実を図る。</p>	○
<p>45 地域の大人・青年・子どもの交流や各種イベントの実施</p> <p>子ども及びこども会相互の交流・親睦が図れるよう、小学生キックベース大会等、各種スポーツ大会を開催する。また、地域の大人や年齢の異なる子どもたちの交流を深め一緒にスタッフとして運営に携わり、リーダーの育成が図れるよう「こどもまつり」を充実する。</p>	○
<p>46 もりぐち児童クラブの活動の推進</p> <p>すべての児童が放課後等を安全で安心して過ごせる居場所として、全小学校内に設置している「もりぐち児童クラブ」事業において、地域の方々に参画していただいて、交流・体験活動を推進する。また、高学年の障がい児受け入れを実施する。</p>	◎

評価の根拠

◎の根拠について

- 46 「もりぐち児童クラブ」事業の二つの機能である登録児童室及び入会児童室が一体となり、工作教室等の交流体験活動を地域の方々の協力を得ながら推進することができた。また、高学年障がい児の受け入れを長期休業に限定し、夏期休業期間より開始した。

○の根拠について

- 43 市地域コーディネーター連絡会に対して、大阪府教育委員会からの情報提供(スキルアップ研修会等)を行った結果、新たなコーディネーター養成研修修了者の増員(4名)へ繋げることができた。また、会員間の情報共有に努めるとともに、活動場所(会議等開催の為)を提供し、活動の支援に努めた。
- 市PTA協議会に対しては、大阪府PTA協議会及び北河内地区PTA協議会主催の会議に参加していただき、府下のPTAとの情報交換を行い、繋がりが生まれ、組織活性化の一助とすることができた。また、市PTA協議会主催の研究大会を開催し、各幼・小・中のPTA相互の連携が図れ、共通課題に対する理解を深めることができた。
- 社会教育委員会議は、平成27年度、5回開催し、教育委員会の諮問「守口市地域コミュニティ拠点施設検討会議の到達点における今後の公民館及び地区体育館のあり方について」に対する答申をいただくとともに、社会教育関係団体への補助金に係る執行の適正についても検討を行った。
- 44 各校区の青少年育成指導員で組織された青少年育成指導員連絡協議会主催の安全教育講習会、広報委員研修会、キックベースボール審判講習会等開催に際し支援を行い、地域リーダーやその候補者養成に一定の効果を挙げたものの、長きにわたり同様メニューの提供であるため、他の研修メニューの支援を検討していく必要がある。
- 青少年の団体育成及び文化活動の推進事業として、青少年吹奏楽団やバトングループ等の団体が行う演奏会・発表会などに対し、支援を行ったところではあるが、特定団体のみに対する支援や、不安定な活動場所など、団体の将来的な自主運営にどのようなようにつなげていくかが今後の課題である。
- 45 こども会親善スポーツ大会(キックベースボール)等、各種スポーツ大会やこどもまつりを開催し、各校区の親睦及び地域の大人や年齢の異なるこどもたちの交流を深めることができたが、地域のイベントや休日等の余暇使用の多様化に伴い、運営スタッフの確保や参加児童の減少等の懸念が今後の課題である。

今後の方向性

- ◆リーダー等に対する研修、講習等のメニューが定型化してきたため、関係者の意見を伺いながら、上級資格や他メニュー採用となるよう働きかける。
- ◆青少年育成の各団体の自主運営や、他団体との公平性の観点から、支援方法の抜本的な見直しについて検討を進める。
- ◆校区により活動の人数、内容に差異が生じているため、青少年育成指導員以外の人でも各研修会等に参加してもらうなどして各校区の育成指導員の養成に努める。
- ◆関係協力機関と相談しながら、どのようなイベントが地域の大人、青年、子どもの交流に寄与できるのか、各年齢層が参加できるような競技内容や開催時期を含めた運営方法について検討していく。

- ◆もりぐち児童クラブ事業は文部科学省及び厚生労働省の両省連携により策定した「放課後子ども総合プラン（※48）」に沿った事業となっている。今後とも現行体制を維持し、参加児童が安全安心して過ごせる放課後の居場所づくりの充実に努める。
- ◆地域コーディネーター連絡会への活動支援を通して、「学校・家庭・地域」が協働し、子どもの教育や子育てに関わる中学校単位での「教育コミュニティ」の形成に努める。
- ◆「守口市PTA協議会」の組織活性化により、地域との連携を図るとともに、地域の教育力向上に努める。
- ◆本市の社会教育振興に資するため、今後も社会教育委員会議を開催し、各関係団体のあり方等について、他市の現状も踏まえながら、引き続き調査・研究していく。

図表及び注釈

44. 青少年関係団体への支援に関する参考図表（青少年育成指導員連絡協議会主催）

各研修会	安全教育講習会 参加者数（人）	広報委員研修会 参加者数（人）	キックベースボール 審判講習会参加者数（人）
平成27年度	18	24	39
平成26年度	18	24	36
平成25年度	23	30	41

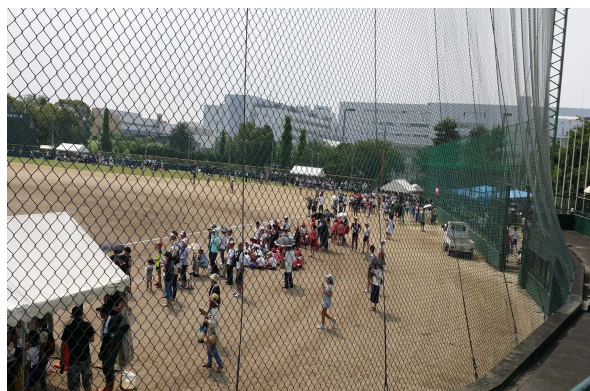
45. 各種スポーツ大会及びこどもまつりに関する参考図表

各イベント	こども会親善スポーツ 大会		中学生 スポーツ大会 参加チーム数	こども会駅伝競走大会		こどもまつり 参加者数(人) ※
	校区数	参加 チーム数		校区数	参加 チーム数	
平成27年度	15	28	40	17	34	14,000
平成26年度	15	29	38	17	34	13,000
平成25年度	18	32	40	18	36	10,000

※こどもまつり実行委員会発表

※47 【もりぐち児童クラブ】：本市では、児童が放課後等に学校の施設を利用して、安全で安心して過ごせる環境を作り、地域との交流や遊び等を通じた異年齢児童間の交流活動を育成し、児童の創造性・自主性及び協調性を育み、健全な成長発達を図るため、全市立17小学校で児童クラブ事業を実施しています。児童クラブ事業には、登録児童室（自主的で安全な遊び場の提供）と入会児童室（児童の安全確保と保護機能を持たせた生活の場の提供）の二つの機能があります。

※48 【放課後子ども総合プラン】：平成26年7月に共働き家庭等の「小1の壁」を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、文部科学省と厚生労働省の両省連携により、すべての児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、一体型（同一の小中学校内で両事業を実施し、共働き家庭等の児童を含めたすべての児童が放課後子供教室の活動プログラムに参加できるもの）を中心とした放課後子供教室（登録児童室）及び放課後児童クラブ（入会児童室）の計画的な整備等をすすめるため発表されたプランのこと。



こども会親善スポーツ大会の様子



中学生スポーツ大会の様子



こども会駅伝競走大会の様子



こどもまつりの様子



こどもまつりの様子

重点項目 15	担当課
15. 家庭の教育力の向上	生涯学習課 公民館
目標	
<p>子どもの成長にとって、家庭生活は大切な基盤であり家庭の中での大人と子どもの関係をより豊かにすることで人間関係が育まれます。家庭は、常に子どもにとっての心の拠り所であり、特にあいさつ等の基本的な生活習慣、他人に対する思いやり、善悪の判断等、倫理観や社会的マナーを身につける重要な役割をもっており、教育の原点です。乳幼児期、小中学生期、思春期といった成長段階に応じた子育てに関する学習の機会と情報の発信を行い、あわせて親子が共にふれあえる場を提供します。</p>	
教育委員会の取組み	評価
<p>47 子育てに関する学習・交流機会の提供及び情報発信</p> <p>家庭教育の向上を図るため、親学習リーダー（※49）の地域での活動支援を行う。また、子どもの成長段階に応じた講座・教室を、市生涯学習情報センターや公民館等で開催し、子育て世代のニーズにあった学習機会の提供、情報発信に努めるとともに、親子の交流を目的とした講座・教室等の企画に取り組む。</p>	○
評価の根拠	
○の根拠について	
<p>守口親まなびの会（※50）に対して、大阪府教育委員会からの情報提供（スキルアップ研修会等）を行い、活動の支援を行った。</p> <p>また、中央公民館で、子育て中の親を対象に、子どもの成長段階に応じた学習や交流を目的とした「あそぼう広場（※51）」や「ママのためのハッピー講座（※52）」、「ママカフェ（※53）」を開催し、学習・交流機会の提供に努めたが、今後、より多くの方に参加していただくため、従来の広報活動等（市の広報誌・ホームページ・ポスター・チラシ・FM ハナコ等）に加え、実施方法を検討していく必要がある。</p>	



ママのためのハッピー講座の様子



ママカフェの様子

今後の方向性

- ◆家庭教育力の向上を図るため、守口親まなびの会に対して、大阪府教育委員会からの情報提供等を行う。また、親学習リーダーの方を講師として、「親学習」をテーマにした講座の開催等、リーダーが活躍できる場所の提供に努める。
- ◆従前、中央公民館のみで開催していた「あそぼう広場」、「ママのためのハッピー講座」、「ママカフェ」等の育児・子育て世代のニーズにあった講座・教室・学習会の開催場所の拡充や、守口市生涯学習情報センターとの共催で事業を実施する等、今後、より多くの子育て世代の方が参加できる機会の提供に努める。

図表及び注釈

47. 育児・子育てグループへの支援に関する参考図表

講座名	開催回数(回)	参加者数(人)
あそぼう広場	7	210
ママのためのハッピー講座	5	57
ママカフェ	5	12

※49【親学習リーダー】：地域社会の人と人のつながりが薄れ、少子化がすすむ中、育児放棄や子どもへの虐待等危機的な状況が生じてきている。親と子の関わりや子育てについて大人たちが積極的に学び合う必要性から、地域社会で親学習活動の進行役（リーダー）となる人材の養成が急務とされ、大阪府が平成16年度～18年度の3年間に養成講座を実施し、約400名の方が修了した。また、平成26年度に8年ぶりに養成講座を実施し、約110名の方が修了した。

※50【守口親まなびの会】：大阪府教育委員会の「親学習リーダー養成講座」を修了した守口市在住の約5人のメンバーで構成。

※51【あそぼう広場】：スタンプ遊びや絵かき歌などの遊びを通して、親子のコミュニケーションやスキンシップを図る集まり。

※52【ママのためのハッピー講座】：子育て中の母親を対象として、乳幼児の体調管理や発達などを学び、語り合う集まり。

※53【ママカフェ】：子育ての悩みなど、子育て中の親の思いを語り合う集まり。参加者の悩みや課題に応じて、保育士等のゲストスピーカーを招いている。

重点項目 16	担当課
16. 地域社会における人権教育の推進	生涯学習課 公民館
推進事項及び評価	
市民一人ひとりが、かけがえのない存在として尊重される差別のない社会の実現のため、人権に関する講座の開催や人権啓発研修会等を通じて、あらゆる偏見や差別をなくすよう、市民の人権意識の高揚を図ります。	
教育委員会の取組み	評価
48 人権意識の高揚 「守口市人権教育基本方針」及び「人権教育推進プラン」の趣旨を踏まえ、市民の人権教育を推進するため、市生涯学習情報センターで市・大阪国際大学・同センターが共催の「eセミナー(※54)」を開催し、学習機会の提供に努める。また、市PTA協議会主催でPTAの方々を対象とした人権セミナーを開催し、地域社会で人権問題に対応できる指導者の育成を図る。	○
49 成人基礎学習の実施 日本語の読み書きや計算等、基礎的な知識を深めるために、生涯にわたって学び続けることを望む人たちへ学習機会の提供に努めるとともに、市立中学校の生徒との交流会、また、他市の識字教室の受講者との交流機会を提供する。	○
評価の根拠	
○の根拠について	
48	守口市生涯学習情報センターで市(人権室)、大阪国際大学、同センターが共催の「eセミナー」を5回開催し、学習機会を提供することができた。また、人権問題に対応できる指導者の育成を図るため、市PTA協議会主催で、梅花女子大学の伊丹昌一教授を講師として招へいし、「発達障がいとクラスの仲間たち」と題して教育セミナーを開催した。 公民館では、教育・男女共同参画学習会で「子どもの貧困を支えあう地域」「精神障がい者との共生」などの講座を開催し、大阪府教育委員会とともに障がいを越えて、子どもたちが音楽を通じて交流する「絆プロジェクト(※55)」に協力するなど、人権の理解を深めるため、多くの取り組みを進めた。
49	週4日、成人基礎学習講座(※56)を「あけぼの教室」の名称で実施し、学習機会の提供を行っている。また、年1回開催の北河内識字日本語交流会に、あけぼの教室の生徒が参加し、他市の識字教室との交流を深めた。



絆プロジェクトの様子



絆プロジェクトの様子

今後の方向性

- ◆人権問題の関心と理解をさらに深め、人権教育の推進に努めるため、守口市 PTA 協議会が実施している教育セミナー等に協力し、地域単位での指導者の育成を支援していく。
- ◆今後も、成人基礎学習を行い、読み書きや計算等の基礎学習の場を提供する。また、現在、受講生の年齢が高齢化してきていることから、年代を問わず、より多くの市民の方が生涯学習活動に参加できるよう広報活動に努める。

図表及び注釈

48. ① e セミナー参加者数

年度	参加者数(人)
平成 27 年度	141
平成 26 年度	141
平成 25 年度	150

②平成 27 年度 もりぐち e セミナー 会場:生涯学習情報センター

～女と男のエンパワーメント講座～

日 時	テ ー マ
9 月 29 日(火) 13:30～14:00	「変わるって難しい」
10 月 6 日(火) 〃	「からだとの対話」
10 月 15 日(木) 〃	「与謝野晶子」
10 月 20 日(火) 〃	「ペットとの絆」
10 月 27 日(火) 〃	「片付け」

③成人基礎学習の実施に関する参考図表

年度	生徒数 (人)
平成 27 年度	20
平成 26 年度	14
平成 25 年度	22

④人権講座の実施に関する参考図表

人権講座	開催回数 (回)	参加者数 (人)
平成 27 年度	1	121
平成 26 年度	1	54
平成 25 年度	1	128

※54 【e セミナー】: e は equality(平等)・empowerment(能力強化)・even(対等)の頭文字。守口市・ムーブ 21・大阪国際大学が共催して開催する男女共同参画講座。

※55 【絆プロジェクト】: 国の助成金を財源として、公民館等地域の社会教育施設で、障がいのある子どもをはじめ、地域の子どもたちが共に活動する場や、様々な年代の人たちと交流する場の提供し、地域での障がい者理解を深める取組み。

※56 【成人基礎学習講座】: 「あけぼの教室」の名称で、週 4 日(火～金)、午後 5 時～同 7 時、教育文化会館で実施。教師 2 名。但し、金曜日については、午後 3 時～同 5 時、第三中学校で実施。

《社会教育分野 基本方針5に係る学識経験者の意見・助言》

- ◇「地域ぐるみの活動の推進」というタイトルでは、何を指して地域ぐるみの活動をするのかがわかりにくい。内容から考えると「地域の教育力の向上」でも良いと考えられる。
- ◇「地域コーディネーター」や「親学習リーダー」については、より地域に密着した活動を実施するために、自治会（福祉委員会）や子ども会、民生委員等との連携が必要である（自治会主催の「子育てサロン」的な場に出張する等）。
- ◇市域における成人基礎学習に対するニーズを把握するための調査が必要である。現在「あけぼの教室」には若年者の参加がないようだが、不登校者数の増加等の状況に鑑みれば、ニーズは少なくないと思われる。場合によっては、教育文化会館だけでなく、各地区コミュニティセンターでの開催が必要になると考えられる。
- ◇子育て中の親に対する様々な支援メニューがある点は評価できる。ただし、課題を抱えていながら支援メニューに参加すらできていない親に対して、必要な支援を届けるという観点も重要である。
- ◇生活状況が厳しい状況にある子どもに対して、どのように手を伸ばせば良いかについて困っている場合に、総合的な施策として福祉部局と連携する仕組みも必要である。

社会教育 基本方針 6	生涯学べる社会をつくる ～文化・スポーツを通した、生きがいのある地域社会の実現～
方針目標	少子高齢化がすすみ、時代が大きく変化していく中で、社会に参画できる機会と情報を提供し、市民一人ひとりが生きがいを見出し、豊かな心を育み、生きがいの持てる環境づくりに努めます。
重点項目	17. 生涯学習の推進 75 18. 文化・芸術の振興 79 19. スポーツ・レクリエーション活動の推進 83

重点項目 17	担当課
17. 生涯学習の推進	生涯学習課 公民館
目標	
<p>学習する人の自発性を尊重するという生涯学習の基本にたつて、それぞれのライフステージに応じた市民一人ひとり学習への意欲をうながすと同時に、個人の学習の成果が、地域の「絆」の再構築となるよう働きかけます。</p> <p>また、生涯学習を推進していくため、市民協働の仕組みづくりをすすめます。</p>	
教育委員会の取組み	評価
<p>50 ライフステージに応じた市民一人ひとりの学習意欲をうながす</p> <p>市民のライフステージに応じた講座・教室を、市生涯学習情報センターや公民館等の社会教育関係施設において開催し、市民のニーズに合った学習機会・学習情報の提供に努めるとともに、「本市子ども読書活動推進計画」に基づき、市内の保育所・幼稚園・社会教育施設等において読み聞かせ等を開催する。しかしながら、講座・教室の開催場所である社会教育施設等については、経年劣化による老朽化が進んでいることから、「社会教育関係施設更新の基本方針」に基づき、施設の環境整備に努める。また、市民の生涯学習に対するニーズは、時代の変化とともに多様化していることから、大学・企業・各種団体やNPOなども連携を図っていく。</p>	△
<p>51 ボランティアや指導者の育成・支援</p> <p>市生涯学習情報センターや公民館等で「絵本の読み聞かせボランティア養成講座」等を開催し、地域における各種ボランティア・指導者の育成・支援に努めるとともに、地域での活動場所の確保に努める。また、地域の学習ニーズに沿った講座などを企画・実施する公民館活動推進委員会への支援を図る。</p>	○
<p>52 市民協働の仕組みづくり</p> <p>市民の自発的な活動により、他の団体等の生涯学習活動の推進が期待出来る事業や活動に対して、生涯学習援助基金助成金制度（※57）を活用して支援を行う。また、市生涯学習推進会議を開催し、「第2次守口市生涯学習推進計画」の実施事業の達成状況の検証、今後の取り組みについて意見を伺う。</p>	○

評価の根拠

○の根拠について

51 公民館では、これまで養成してきた読み聞かせボランティアなどが活躍できる場として、児童クラブや保育所、児童センター、市民保健センター等で、「絵本ライブ」、「絵本の読み聞かせボランティア交流会」を開催し、グループの活躍の場と育成に努めた。また、公民館活動推進委員会^(※58)では、地域住民のニーズにあった歴史・文学などの教養講座や料理・手芸などの趣味生活講座が開催された。【講座件数及び参加人数は下記図表を参照】

52 平成27年度は申請が6件(内1件辞退)あり、5件について、交付決定を行った。【申請内容は下記図表を参照】
生涯学習推進会議については、平成27年度、3回開催し、「第2次生涯学習推進計画」の進捗状況について、説明・報告をした後、各委員からは、生涯学習推進のための各施策に伴う事業の達成状況の検証(講座参加者へのアンケートの実施や、講座受講希望者の方々へのアプローチ方法)や、今後の取り組み(大阪国際大学等をもっと活用すべき)との意見をいただいた。

△の根拠について

50 公民館では、乳幼児を対象とした「おはなし会」等の実施から、成人を対象にした「歴史講座」や「英会話講座」、「健康講習会」など幅広い講座・教室を開催し、市民の多様化する学習ニーズに対応した。また、「平和講座」や「環境講座」など現代的な課題に取り組んだ。
しかしながら、老朽化している社会教育施設については、優先順位を付けての計画的な改修はできていない。また、もりぐち歴史館「旧中西家住宅」を使用し、大阪国際大学協力のもと、学生による「お茶会」等の開催はしているものの、企業・各種団体・NPOとの連携が十分な状態とは言えない状況である。

今後の方向性

- ◆守口市生涯学習情報センター及び守口文化センターにおける指定管理については、指定管理開始後、平成28年度が3年目となることから、「守口市指定管理者制度におけるモニタリングの指針」に基づき、施設の管理・運営方法等について第三者評価(点検)を実施する。
- ◆守口市生涯学習情報センター、守口文化センター等の施設において、人生の各段階に応じた幅広い講座・教室等を開催することで学習機会の提供を行い、市民の多様なニーズに応えられるよう努めるとともに、大学・企業・市民団体・NPO等の多様な団体との連携を通して、新たな市民向けの講座等を企画し、市民の生涯学習活動の支援に努める。
- ◆平成27年4月から自宅のパソコンや外出先のスマートフォン等から蔵書検索や予約が可能となる図書管理システムサービスを開始しており、今後も引き続き利用拡大に努める。
- ◆引き続き生涯学習援助基金助成事業を継続実施し、生涯学習活動の推進が期待出来る事業や活動に対して助成金を交付し、市民等の生涯学習活動を推進する。

- ◆第2次守口市子ども読書活動推進計画の策定を視野に入れ、学校や学校図書館とも連携し、さらなる図書環境の充実と子ども読書活動の推進に努める。
- ◆今後も、生涯学習推進会議を開催し、各委員から生涯学習を推進するための意見を伺い、本市の生涯学習活動に反映させる。
- ◆平成28年4月から公民館が地区コミュニティセンターに転換されたが、地区コミュニティセンターは、社会教育を含む総合型施設として設置されたものであることから、これまで公民館で実践されてきた社会教育についても、引き続き実践されていく。

図表及び注釈

51. 公民館活動推進委員会に関する参考図表

活動推進委員会 企画講座	講座数 (講座)	参加人数 (人)
平成 27 年度	91	3,524
平成 26 年度	119	3,473
平成 25 年度	146	4,264

52. 生涯学習活動の支援に関する参考図表

生涯学習援助基金活動助成事業制度	交付申請件数 (件)	交付件数 (件)	交付額 (円)
平成 27 年度	6	5	365,300
平成 26 年度	2	2	230,000
平成 25 年度	6	5	389,340

平成 27 年度 交付団体名及び事業名	交付額 (円)	交付対象経費
竜田文庫脳トレ教室 「竜田文庫脳トレ教室」	48,000	会場費
音声解説サークル「マール」 「第 4 回マール会」	17,300	印刷費、消耗品費
守口チェンバーオーケストラ実行委員会 「Mozart! 守口チェンバーオーケストラ」	100,000	講師謝礼費
エトワール 21 合唱団 ヘンデル「メサイア」の演奏会	100,000	会場費
守口門真歴史街道推進協議会 「東海道 57 次守口宿 400 年プロジェクト事業並びに守口宿ガイドマスター（語り部）会活動」	100,000	印刷費、会場費
5 件	365,300	

※57【生涯学習援助基金助成金制度】：事業の実施により、他の団体や市民の学習意欲を高め、生涯学習活動の推進が期待できる事業や活動に対して助成金を交付する制度。

※58【公民館活動推進委員会】：地域の方が住民の要望に即した講座等を行い、市民の教養の向上、健康の増進を図り、地域及び公民館の活性化に寄与する目的で設立。

重点項目 18	担当課
18. 文化・芸術の振興	生涯学習課
目標	
<p>心豊かで潤いのある市民生活を実現させるため、文化・芸術に接することができる機会の拡充と内容の充実をはかり、文化・芸術活動を行う市民、団体等とそれぞれの役割を明確にしながら連携・協働し、ともに本市の文化・芸術を振興してまいります。</p> <p>また、本市の文化財を保存・継承するため、引き続き、文化財の調査・研究をすすめます。</p>	
教育委員会の取組み	評価
<p>53 文化・芸術活動の推進</p> <p>市内に所在する市民主体の文化・芸術活動を行う団体に対し、その活動支援を行うとともに、それらの団体との連携・協働による市民文化祭や市美術展覧会等を開催していく。</p> <p>また、市所蔵の現代南画作品を市本庁舎や市生涯学習情報センター等の施設で展示するとともに、日本南画院の協力のもと日本南画院大作展を開催し、現代南画の普及・促進に努めていく。</p>	○
<p>54 文化財の保存・継承</p> <p>市民の文化財への愛護意識を高めるため、文化財展や講座を開催するほか、もりぐち歴史館「旧中西家住宅」においても、四季折々のイベントを開催することにより、文化財としての価値を高める方策に努める。また、市内外に向け、本市に残る文化財の魅力や情報の発信に努める。</p>	○
評価の根拠	
○の根拠について	
53	<p>市広報・ホームページや、守口文化センターと市生涯学習情報センターのイベント情報誌「情 show 気流」等を通じ、市民や各文化・芸術団体に対し、文化・芸術の情報提供を行った。</p> <p>一方、市総合美術協会と共催で実施した「市美術展覧会」においては、228 点の作品が入選され、展示を行い、4日間で入場者数 1,529 人、教育委員会主催の「日本南画院大作展」では、20 点の作品を展示し、4日間で 92 人が来場され、多くの作品に接していただくことで、文化・芸術の振興に努めた。</p> <p>更に、現代南画の普及・促進においては、市本庁舎2階廊下や市生涯学習情報センターの回廊・ギャラリーに市所蔵の現代南画作品を常設展示し、市民に水墨・墨彩の洗練された美の精神的芸術に触れていただいた。</p> <p>また、市文化協会が開催する「市民文化祭」の後援をするとともに、その他の文化・芸術関係団体の展覧会等への後援を通じ、市民の自主的な文化・芸術活動を奨励した。</p> <p>全体的には、文化・芸術活動を推進することが概ね図れたものの、広報活動の強化や内容の更なる充実を図る必要がある。</p>

- 54 文化財展や古文書講座、もりぐち歴史館での企画展を通じ、市民の文化財愛護意識を高めつつ、さらなる文化財の価値を高めることに努めた。
- また、市文化財保護審議会の答申を受け、平成 27 年 3 月に中西家文書を市指定文化財に指定するとともに、「文化財マップ」や「ぶらり歩きマップ」を希望する市内の小中学校へ配付し、授業で郷土に関する授業を実施するなど、活用を図った。

今後の方向性

- ◆ 「市美術展覧会」や「日本南画院大作展」を通じ、市民に文化・芸術に接する機会を提供するとともに、「市民文化祭」などを実施する、文化・芸術関係団体に対して、その活動支援や連携、協働により、文化・芸術の推進に努める。
- ◆ 現代南画の普及・促進のため、市本庁舎や市生涯学習情報センターなどの公共施設等において、現代南画作品の展示を、引き続き行う。
- ◆ 国の「登録有形文化財制度」等の活用も視野に入れ、調査や情報収集を図りつつ、さらなる文化財の保存と活用に努める。

図表及び注釈

53. 文化・芸術活動の推進に関する参考図表

①市美術展覧会

市美術展覧会	出品数(点)	入選数(点)	入場者数(人)	会場
平成 27 年度	342	228	1,529	生涯学習情報センター
平成 26 年度	385	229	1,117	〃
平成 25 年度	377	242	1,219	〃

②市民文化祭

市民文化祭	出演団体(団体)	展示団体(団体)	入場者数(人)	会場
平成 27 年度	10	8	500	守口文化センター
平成 26 年度	12	7	500	〃
平成 25 年度	6	7	350	生涯学習情報センター

③日本南画院大作展

日本南画院大作展	展示数(点)	入場者数(人)	会場
平成 27 年度	20	92	生涯学習情報センター
平成 26 年度	20	70	〃

④現代南画の普及・促進に関する参考図表

「現代南画ミュージアム」 会場：守口市生涯学習情報センター 1階ギャラリー	
開催日時	テーマ
平成27年4月3日（金）～6月30日（火）	「新緑の季節に ～現代南画の緑・碧・翠～」
平成27年7月3日（金）～9月30日（水）	「命、見つめて ～現代南画の人物表現～」
平成27年10月2日（金）～12月25日（金）	「現代南画、文学を描く ～芸術と読書の秋によせて～」
平成28年1月4日（月）～4月2日（木）	「ひかり、溢れて ～描かれた太陽と陽光～」



⑤もりぐち歴史館「旧中西家住宅」参考図表

【年間来館者】

(単位：人)

年度	個人				団体				無料(減 免)				合計
	一般	高校生 大学生	小学生 中学生	小計	一般	高校生 大学生	小学生 中学生	小計	障がい者	学校関係	その他	小計	
H27	1,450	116	7	1,573	74	0	0	74	23	263	334	620	2,267

【行事開催に伴う入館者】

(単位：人)

開催日	行事名	概要	入館者
平成 27 年 4 月 23 日 (木) ～ 5 月 3 日 (日)	端午の節句	座敷に武者人形を飾り、端午の節句を祝う	78 (延べ)
平成 27 年 5 月 22 日 (金) ～ 6 月 7 日 (日)	「ふすま絵」 春の特別公開	本市の名誉市民で、現代南画界を代表する故直原玉青画伯に描いていただいた「ふすま絵」47 枚と、美術工芸家の故中西一有氏が作成し、寄贈された工芸品を主屋 6 部屋で公開展示	88 (延べ)
平成 27 年 6 月 25 日 (木) ～ 7 月 6 日 (月)	七夕まつり	市内の幼稚園や保育所の幼児等を招き、「七夕」の由来を説明後、折り紙や短冊で笹に飾りつけを行う	26 (延べ)
平成 27 年 9 月 26 日 (土)	中秋の名月 「観月の夕べ」	中秋の名月のひとときを、お月見の謂れや音楽の調べを聴きながら、美しい月を鑑賞する	78
平成 27 年 10 月 16 日 (金) ～ 11 月 1 日 (日)	「ふすま絵」 秋の特別公開	春の特別公開と同じ	62 (延べ)
平成 27 年 11 月 14 日 (土) ～ 11 月 15 日 (日)	関西文化の日	「関西文化の日」の企画に賛同し、両日の入館料を免除する	26
平成 27 年 12 月 21 日 (月)	しめ縄づくり	地域の農家の方を講師に招き、新年に備え、しめ縄や輪飾り作りを体験	19
平成 28 年 1 月 9 日 (土)	新春の催し 「かるた会」	「大阪大学競技かるた会」の指導のもと、小学校・中学生を中心に昔から伝わる「かるた」や「百人一首」を楽しみ、日本の伝統行事に接する機会を提供	27
平成 28 年 2 月 4 日 (木) ～ 3 月 7 日 (月)	企画展	『輝ける！ 私たちの文化財「中西家文書」－その多用性への注目－』というテーマで、教育委員会が所蔵する古文書を公開展示	229 (延べ)
平成 28 年 2 月 19 日 (金) ～ 3 月 3 日 (木)	ひな祭り	2 組のひな人形を飾り「座敷」と「部屋」に展示し、入館者にその由来を説明し、古き時代の風情を感じてもらおう。また、市内の幼稚園や保育所の幼児を招き、伝統行事に触れる機会を提供	401 (延べ)
平成 28 年 3 月 12 日 (土)	スプリングコンサート	市民文化の向上を目的に、フルートカルテット「はにほへ」を招き、春にちなんだ楽曲を演奏	100

重点項目 19	担当課
19. スポーツ・レクリエーション活動の推進	スポーツ・青少年課
目標	
<p>多様化するスポーツ・レクリエーション活動の要望に応えるため、スポーツ指導者の協力を求め、あわせて体育施設を効率的に活用することで、市民の自主的なスポーツ・レクリエーション活動を促進します。</p> <p>また、スポーツの日常生活化をめざすために、スポーツ推進委員（※59）との連携を図りながら市民スポーツ・レクリエーション大会、各種スポーツ教室及び講習会等を開催し、市民の健康や体力の保持増進に努めるほか、家族で楽しめるニュースポーツの普及・促進を図ります。</p>	
教育委員会の取組み	評価
55 スポーツ・レクリエーション活動の促進 学校体育施設を有効活用することで、市民の自主的なスポーツ・レクリエーション活動を促進するとともに、総合型地域スポーツクラブ（※60）の活動を支援する。	○
56 ニュースポーツの普及・促進 ニュースポーツを普及するため、地域においてニュースポーツの講習会を実施するとともに、指導者養成講座を実施する。 また、日頃、スポーツ・レクリエーション活動の機会が少ない高齢者や障がい者（児）に対し、スポーツ大会への参加機会を提供するなど、環境づくりに努める。	○
評価の根拠	
○の根拠について	
55	◆体育施設の活用については、小・中学校（梶・錦中学校の夜間グラウンド）の体育施設や府立高校（芦間、守口東、淀川工科高等学校のグラウンドやテニスコート）の開放事業を実施した。また、総合型地域スポーツクラブについては、総会、役員会、クラブ代表会議等の開催を支援し、スポーツ大会や体験スポーツ教室など積極的に運営を行ったところであるが、参加者の減少等が今後の課題である。
56	◆スポーツ推進委員や生涯スポーツディレクター（※61）の指導者を対象とした講習会を継続的に実施し、ニュースポーツ講習会（地区体育館）やスポーツレクリエーションフェスティバル（市民体育館）等で講師や審判として活躍している。また、障がい者（児）を対象としたジョイスポーツもりぐち（市民体育館）の開催や、高齢者向けのグラウンドゴルフやペタンク大会（市民球場）を実施し、市民のスポーツへの参加の機会を提供しているが、市民が参加しやすい技術・技能レベル等に応じた活動種目について検討し、市民スポーツ活動の充実を図る必要がある。

今後の方向性

- ◆総合型地域スポーツクラブの自主運営の確立をはじめ、幅広い年齢層の市民が多く参加できるよう、活動種目の増加を含めた検討について、更に働きかけを進めていく。
- ◆市民の体力の向上及び健康の保持増進に資するため、さらにニュースポーツの普及・促進に努める。
- ◆スポーツ・レクリエーション活動の機会が少ない高齢者や障がい者（児）への、スポーツ指導者の育成に努めるとともに、各種スポーツ大会において多数の市民が参加しやすいような種目の選定について、種々研究に努める。

図表及び注釈

55. 体育施設の有効活用に関する参考図表

施設開放事業 利用者数	小学校体育施設開放（日・祝）		中学校体育施設開放（夜間照明）	
	運動場（人）	体育館（人）	梶中学校（人）	錦中学校（人）
平成27年度	63,188	31,333	4,836	2,942
平成26年度	61,667	26,597	5,522	4,067
平成25年度	45,538	13,231	5,450	3,526

56. ニュースポーツの推進に関する参考図表

ニュースポーツ講習会	ブロック	開催数（回）	参加者数（人）
平成27年度	東	4	126
	中	8	129
	南	6	88
	計	18	343
平成26年度	東	5	110
	中	8	167
	南	6	122
	計	19	399
平成25年度	東	5	143
	中	8	208
	南	6	137
	計	19	488

スポーツレクリエーション フェスティバル	シャフルボード大会		スリータッチボール大会	
	チーム数	参加者数（人）	チーム数	参加者数（人）
平成27年度	31	60	16	62
平成26年度	32	64	16	56
平成25年度	23	46	16	68

ジョイスポーツ守口	ペタンク大会		グラウンドゴルフ大	ふれあいゲーム
	チーム数	参加者数（人）	会参加者数（人）	大会（人）
平成 27 年度	32	100	141	439
平成 26 年度	雨天中止		188	420
平成 25 年度	40	120	146	400

※59 【スポーツ推進委員】：スポーツの推進のための事業の実施に係る連絡調整、スポーツの実技の指導など、その他のスポーツに関する指導・助言を行うために教育委員会が委嘱したもの。

※60 【総合型地域スポーツクラブ】：生涯スポーツ社会の実現を図るため、地域住民による自主的・主体的な運営で、地域を拠点とし、子どもから高齢者まで誰もがさまざまなスポーツに参加できるスポーツクラブ（守口小学校区を中心として実施）。

※61 【生涯スポーツディレクター】：レクリエーション協会公認の生涯スポーツを推進する指導者。



スポーツレクリエーションフェスティバルの様子

《社会教育分野 基本方針6に係る学識経験者の意見・助言》

- ◇「50 ライフステージに応じた市民一人ひとりの学習意欲を促す」において、「市子ども読書活動推進計画」に基づく読み聞かせの活動が言及されているが、かなり唐突に感じられる。なぜこの問題だけが、このような形で具体的に言及されるのか。場合によっては、「読書活動の推進」という形で別項目を立てても良いのではないかと考えられる。
- ◇平成28年4月から、公民館が地区コミュニティセンターに転換され、各部屋において使用料を徴収したり、サークル利用についても、新規サークルや地域市民の利用を促進するため、月に2回程度とし、それ以上の利用は、優先枠をはずして一般利用の受付としている。その結果、サークルメンバーの高齢化や利用料などの負担において活動を一部中止するサークルが発生したとのことであるが、利用料の負担増で活動を中止するサークルが出現するという事態は、やはりできるだけ避けるべきことである。今後、継続的に利用者の満足度等のモニタリングを、より丁寧に進め、運営の改善に努めていく必要がある。
- ◇「公民館活動推進委員会」のメンバーは、地区運営委員長、社会教育関係団体代表者などの推薦委員会で地域活動や公民館活動に協力的な地域住民から選定され、地域住民の要望などに即した趣味、教養等の講座・講習会などを企画立案、実施し、地域住民の教養向上、健康増進、地域及び公民館の活性化に寄与していたようだが、公民館制度の廃止に伴い解散された。このような委員会の存在は、地域に根差した施設の運営には必要不可欠と考えられるので、地区コミュニティセンターにも同様の組織が必要であると思われる。
- ◇「市民協働の仕組みづくり」は地域教育を担える仕組みをどのように作っていくかという点が非常に重要なポイントとなる。
- ◇「ボランティアや指導者の育成・支援」について、定年退職を迎えた方々で教育に貢献できる潜在力をお持ちの方は多く、また、多様多彩な資質能力の持ち主も多い。そういった人たちに地域の教育力、学校の教育力の向上に力を貸してもらうことも可能ではないかと考えられる。

《点検・評価全体に係る学識経験者の意見・助言》

- ◇守口市では点検評価のシステムが定着し、次年度につなげられるように機能している点や、12 ページに全体像を示していたり、総論での評価ではなく重点化した事業ごとに評価したりしている点は評価できる。
- ◇見やすさという観点で、評価と評価の根拠を記載するなどスタイルを確立し、補助資料として根拠となる数値をできる限り掲載している点や、可能な資料を経年変化で掲載している点、行政的、専門的な文言や固有名詞について注釈を盛り込んでいる点も評価できる。
- ◇3 ページの機構図について、平成 28 年 4 月に機構改革が行われたとのことであるが、来年の点検・評価報告書には、機構改革の意図や理由等を注釈等で記載する方がわかりやすいと思われる。
- ◇今後、平成 32 年度を節目として、学校教育について大きな変化が予想され、随時国や府から示されていくことが予想される。そういった変化に対応し、守口市の教育の今後の再構築に向けて、教育委員会としての的確な方向性を打ち出し、わかりやすく情報提供していく必要がある。
- ◇点検評価報告書に掲載されている参考図表の中で、100%になるなど一定の目標を達成したと思われる事項については、次のステップに進むための新たな指標を設定する必要がある。